

第 2 部 地域別構想

1 地域区分

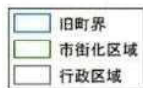
地域別構想の区分については、市域形成の歴史的経緯、地域の中心となる施設の存在、地震・防災対策上の課題から考慮し、田原地域、赤羽根地域、渥美地域の3地域に区分しました。

地域別構想では、市全体のまちづくりの方針となる全体構想を踏まえつつ、地域の特色や問題・課題を考慮し、身近な地域レベルのまちづくりの方針を定めます。

【地域区分の視点】

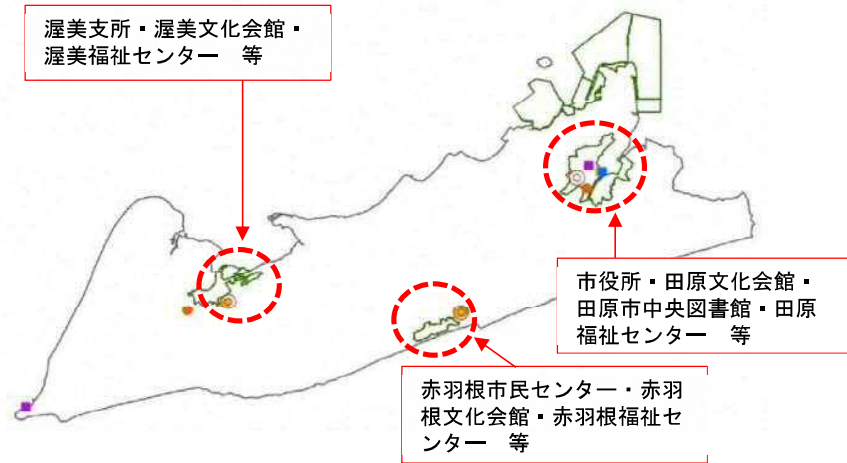
○市域形成の歴史的経緯

市域形成の歴史として、平成15年に田原町が赤羽根町を編入合併して市制施行を行い、さらに、平成17年に渥美町の編入合併により現在の「田原市」が誕生しました。それぞれに地域の中心となる市街地（市街化区域）が形成されています。



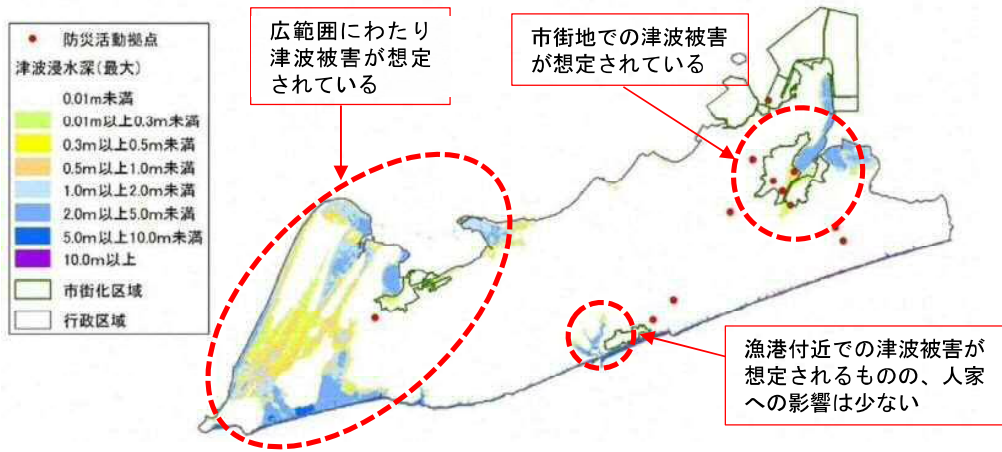
○地域の中心となる施設の存在

地域の中心となる行政施設や文化・教養施設、福祉施設などが、それぞれの市街地周辺に配置されています。



○地震・防災対策上の課題

市域各地に地震時の津波被害が想定される区域があり、それぞれ性質の異なる被害状況が想定されています。



【地域別構想における地域の区分】

地域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田原地域 ・ 赤羽根地域 ・ 渥美地域
------	---





地域別構想

1. 田原地域

1) 地域特性

田原地域は市域東部に位置し、市全体の人口の約6割の市民が居住しています。

本地域は、三河田原駅周辺において本市の中心となる市街地（田原市街地）を形成しており、商業・業務、医療・福祉、文化、教育機能等の主要な都市機能が集積しています。一方、臨海市街地には県内屈指の産業集積地がありますが、多くの未操業地が残されており、その利用促進が求められています。

表8 田原地域の概況

		田原地域	全市に対する割合 (全市平均)
地域面積(ha)		8,397	43.9%
市街化区域	面積(ha)	1,509	88.0%
	割合(%)	18.0%	-
人口(H22年:人)		37,921	59.1%
世帯数(H22年:世帯)		13,695	64.8%
世帯あたり人員(人/世帯)		2.77	(3.03)
老年人口(H22年:人)		7,125	50.1%
老年人口比率(%)		18.8%	(22.2%)
人口密度(人/ha)		4.52	(3.35)

注) 老年人口は65歳以上

資料: H22年国勢調査等

①人口・世帯

【地域の人口及び世帯数の推計】

田原地域の将来人口は、令和2年の36,793人から令和17年には32,499人になると推計されます。また世帯数は令和2年が14,082世帯で、令和17年には13,773世帯になると推計されます。

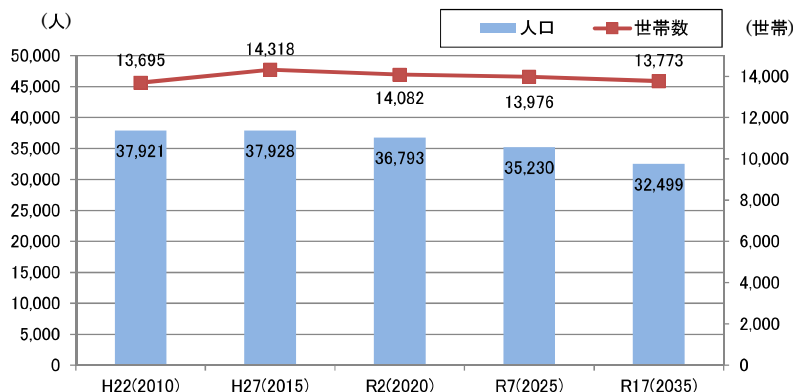


図51 人口・世帯の推計 (H22~R2年実績値)

【地区別の将来人口増減】

地区別の令和17年の推計人口による将来の人口増減をみると、童浦地区、田原中部地区、田原東部地区、衣笠地区、田原南部地区では、減少率が10%より小さくなっていますが、野田地区では減少率が25%を超えています。

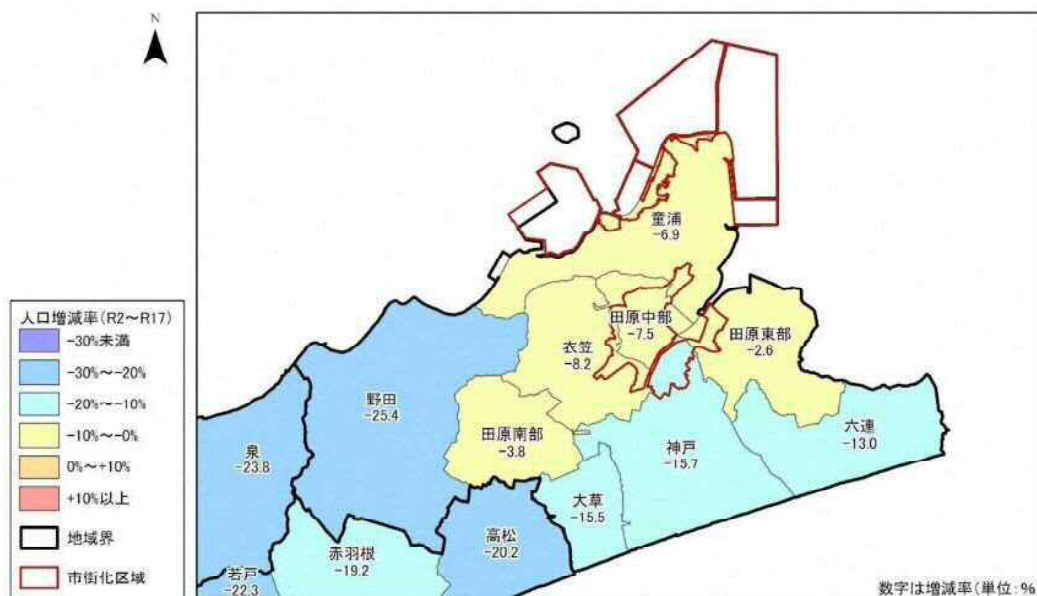


図 52 地区別将来人口増減比率 (R17/R2年)

【地区別の将来世帯数増減】

地区別の令和17年の推計世帯数による将来の世帯数増減をみると、童浦地区のみ減少しています。

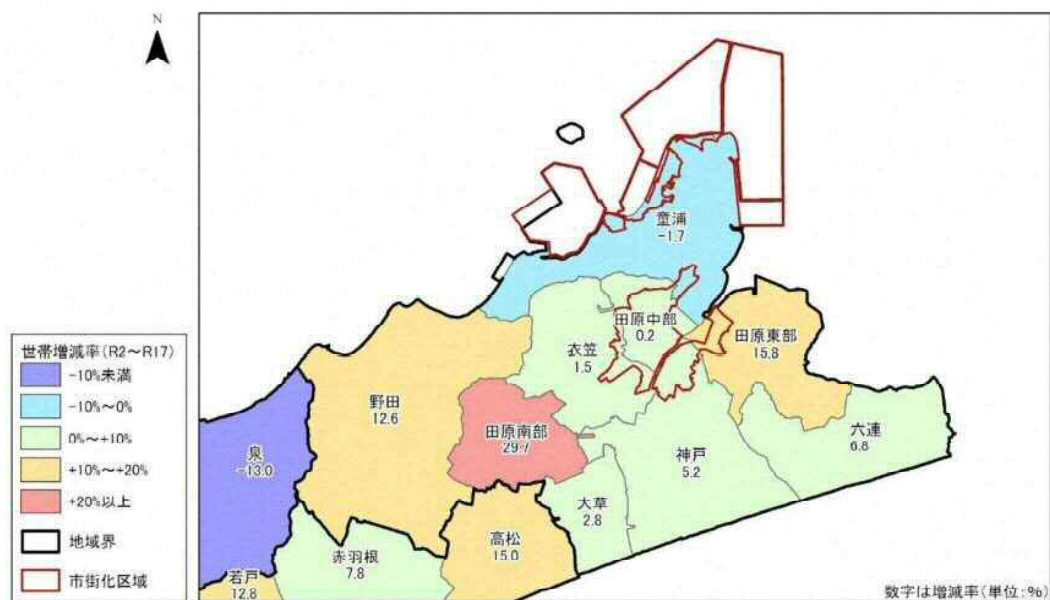


図 53 地区別将来世帯増減 (R17/R2年)

【地域の年齢3区分別人口の推計】

田原地域の年齢3区分別人口を見ると、令和2年の老年人口の割合は25.5%となっていますが、計画年次である令和17年には、老年人口の割合は32.8%になると推計されます。

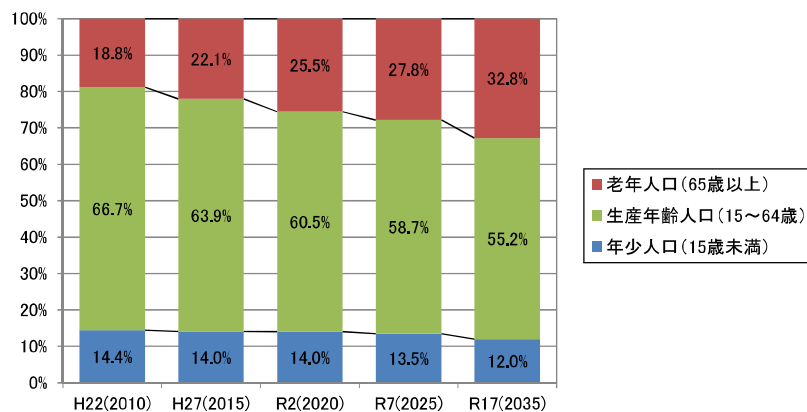


図 54 年齢3区分別人口の割合推計 (H22~R2 年実績値)

【地区別の将来 65 歳以上人口比率】

地区別の令和17年の推計人口による65歳以上の人口比率をみると、童浦地区で低く、野田地区、六連地区で高くなっています。

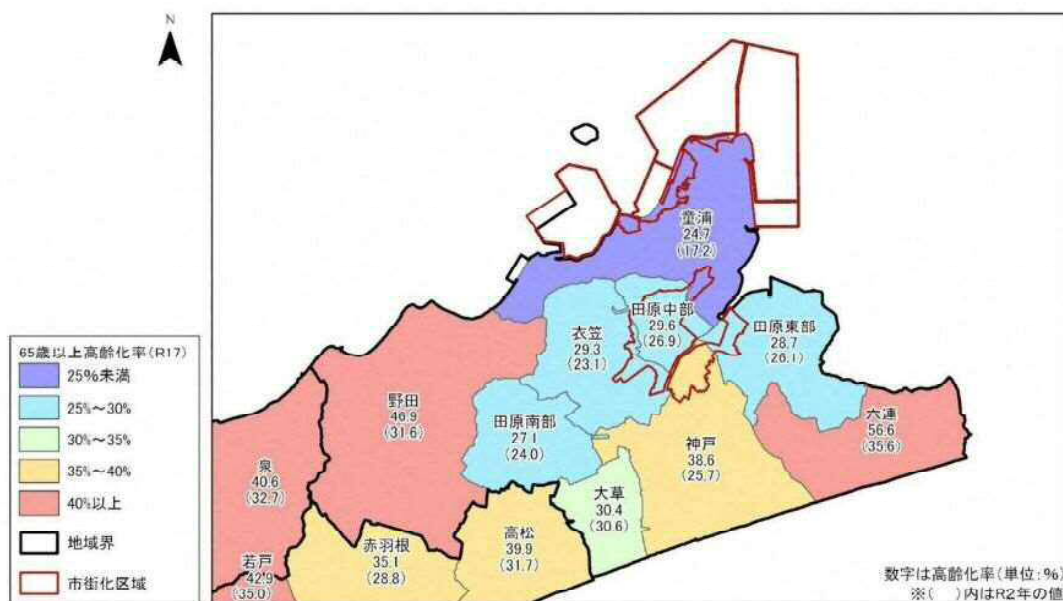


図 55 地区別将来 65 歳以上人口比率 (R17)

②土地利用・建物利用

【地域全体の土地利用現況】

田原市街地では、住宅用地が最も多い38.9%を占め、次いで道路用地が17.9%を占めています。臨海市街地では、工業用地が過半の52.2%を占め、次いで太陽光発電用地を含むその他の空地が18.4%を占めています。

表9 土地利用区分別面積

		田原市街地		臨海市街地	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地 利用	田	0.13	0.0% (0.0%)	0.00	0.0% (0.0%)
	畑	12.20	3.4% (2.0%)	1.21	0.1% (2.0%)
	山林	11.16	3.1% (2.6%)	30.79	2.6% (2.6%)
	水面	4.96	1.4% (0.7%)	6.00	0.5% (0.7%)
	その他の自然地	13.48	3.7% (4.7%)	61.19	5.2% (4.7%)
	小計	41.92	11.6% (10.0%)	99.19	8.4% (10.0%)
都市的 土地 利用	住宅用地	139.90	38.9% (14.9%)	36.58	3.1% (14.9%)
	商業用地	31.66	8.8% (2.9%)	4.00	0.3% (2.9%)
	工業用地	11.66	3.2% (36.5%)	619.08	52.2% (36.5%)
	公益施設用地	40.08	11.1% (4.1%)	7.36	0.6% (4.1%)
	道路用地	64.48	17.9% (9.5%)	73.56	6.2% (9.5%)
	交通施設用地	2.36	0.7% (0.2%)	0.05	0.0% (0.2%)
	公共空地	6.17	1.7% (1.4%)	16.55	1.4% (1.4%)
	農林漁業施設用地	0.00	0.0% (0.0%)	0.00	0.0% (0.0%)
	その他の空地	4.85	1.3% (12.8%)	218.22	18.4% (12.8%)
	低・未利用地	16.92	4.7% (7.8%)	110.42	9.3% (7.8%)
小計	318.08	88.4% (90.0%)	1,085.81	91.6% (90.0%)	
総計	360.00	100.0 (100.0)	1,185.00	100.0 (100.0)	

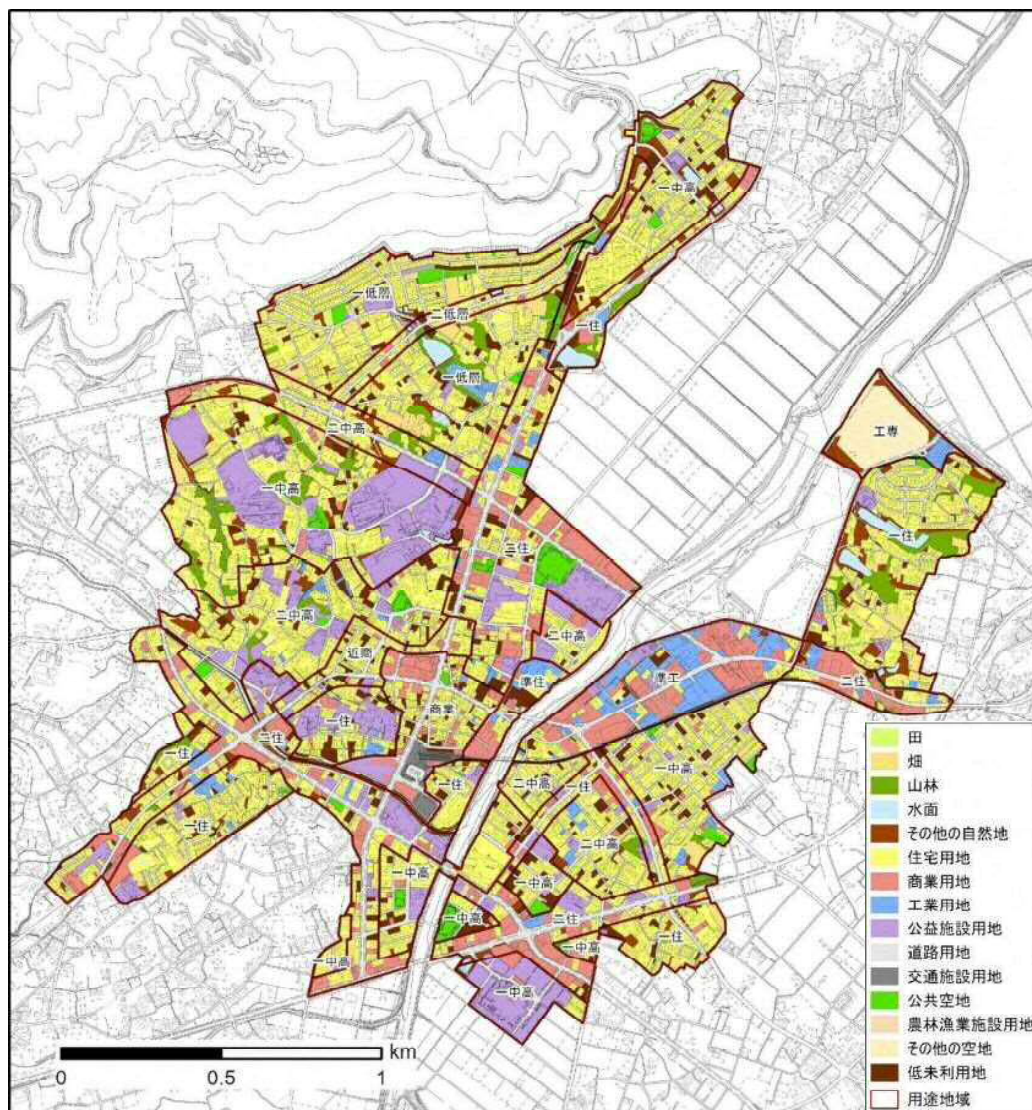
注) 比率の () 内は全市街地平均値

資料：令和5年度都市計画基礎調査

【市街地の土地利用現況】

田原市街地は、全体として住宅用地の中に公的公益用地がある土地利用となっています。（県）田原高松線沿道の準工業地域は、商業用地と工業用地が混在した土地利用となっています。

畑、山林等の低・未利用地が市街地全体に散在しており、比率は12.6%となっています。



資料：令和5年度都市計画基礎調査

図 56 田原市街地の土地利用現況図

表 10 市街化区域内低・未利用地面積

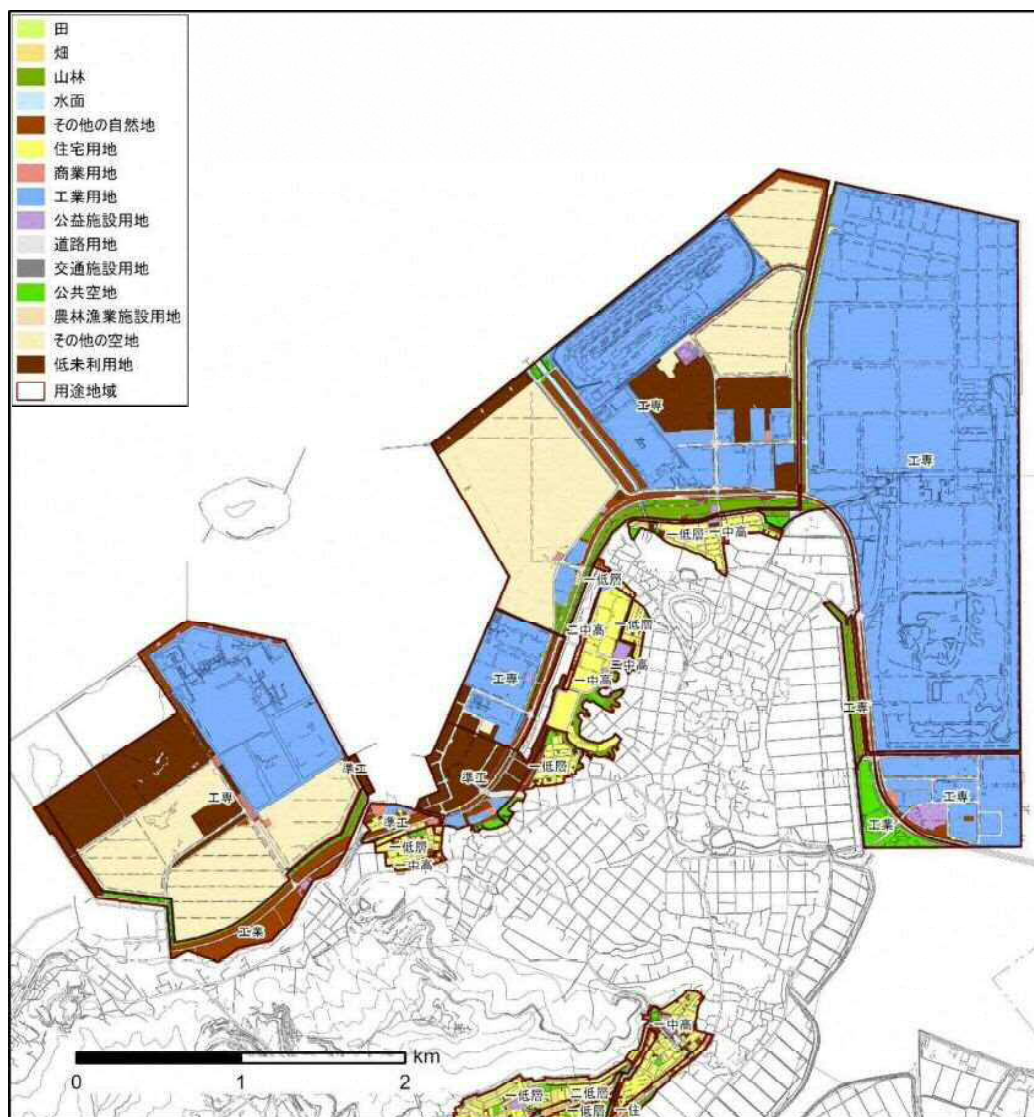
	田	畑	山林	その他空地	低・未利用地	合計	市街化区域
田原市街地	0.13ha	12.20ha	11.16ha	4.85ha	16.92ha	45.26ha	360.00ha
	0.0%	3.4%	3.1%	1.3%	4.7%	12.6%	100.00%

注) %は各市街化区域面積に対する比率

資料：令和5年度都市計画基礎調査

臨海市街地は、工業用地に特化した土地利用がされていますが、一部に住居専用系の用途地域が指定されています。

なお、工業用地で空地となっている土地等（低・未利用地）が、臨海市街地全体の9.3%にあたる約110haあり、企業誘致の促進による解消が求められています。



資料：令和5年度都市計画基礎調査

図 57 臨海市街地の土地利用現況図

表 11 市街化区域内低・未利用地面積

	田	畑	山林	その他空地	低・未利用地	合計	市街化区域
臨海市街地	0.00ha	1.21ha	30.79ha	218.22ha	110.42ha	360.63ha	1,185.00ha
	0.0%	0.1%	2.6%	18.4%	9.3%	30.4%	100.0%

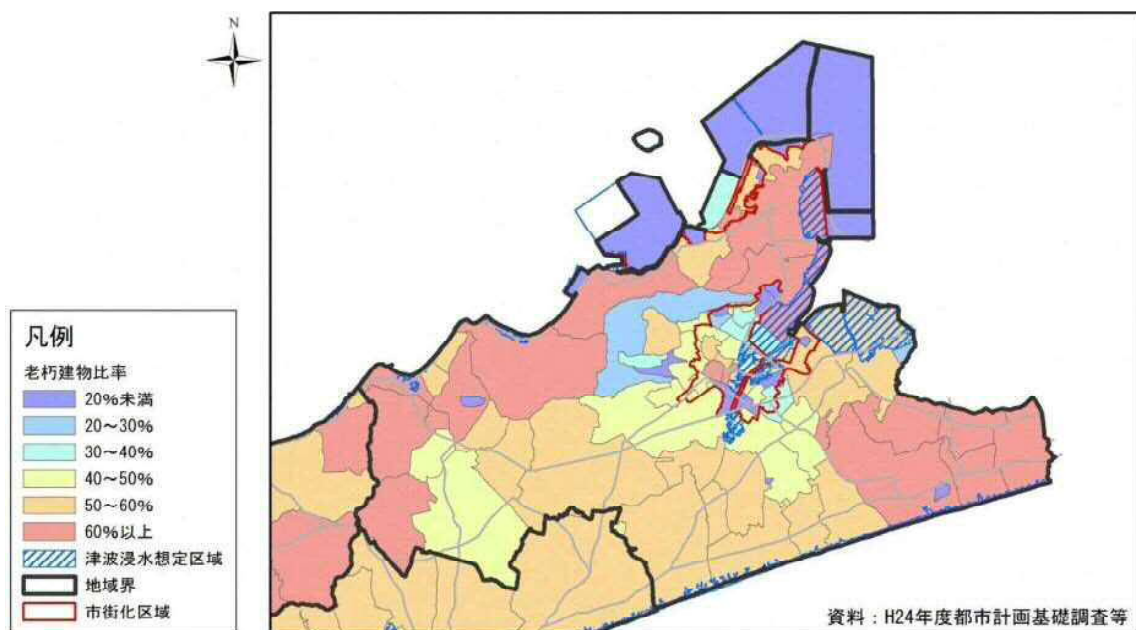
注) %は各市街化区域面積に対する比率

資料：令和5年度都市計画基礎調査

【旧耐震建物分布状況】

耐震性が低いとみられる旧耐震基準で建てられた建築物（老朽建物）は、市街地では、三河田原駅の西側に割合の高い地区（老朽建物比率 60%以上の地区）があります。また、市街地以外では、地域の北部と南東部の地区などに割合の高い地区が多くみられます。

田原市街地では、汐川沿岸に津波浸水のおそれのある地区がありますが、その辺りの老朽建物比率は概ね40%から50%程度となっています。



注)「老朽建物」は概ね旧耐震とみられる昭和56年以前に建築された建物

図 58 老朽建物棟数比率及び津波浸水想定区域

【空き家の状況】

集落地ごとの空き家の分布状況を見ると、豊島地区の相川、童浦地区の白谷で空き家率が高く、田原市街地から遠くなるほど、空き家率が高くなる傾向がみられます。

野田地区は、現状の空き家率はそれほど高くありませんが、今後20年間で10%以上の世帯数が減少すると想定されていることから、空き家が大幅に増大するおそれがあります。

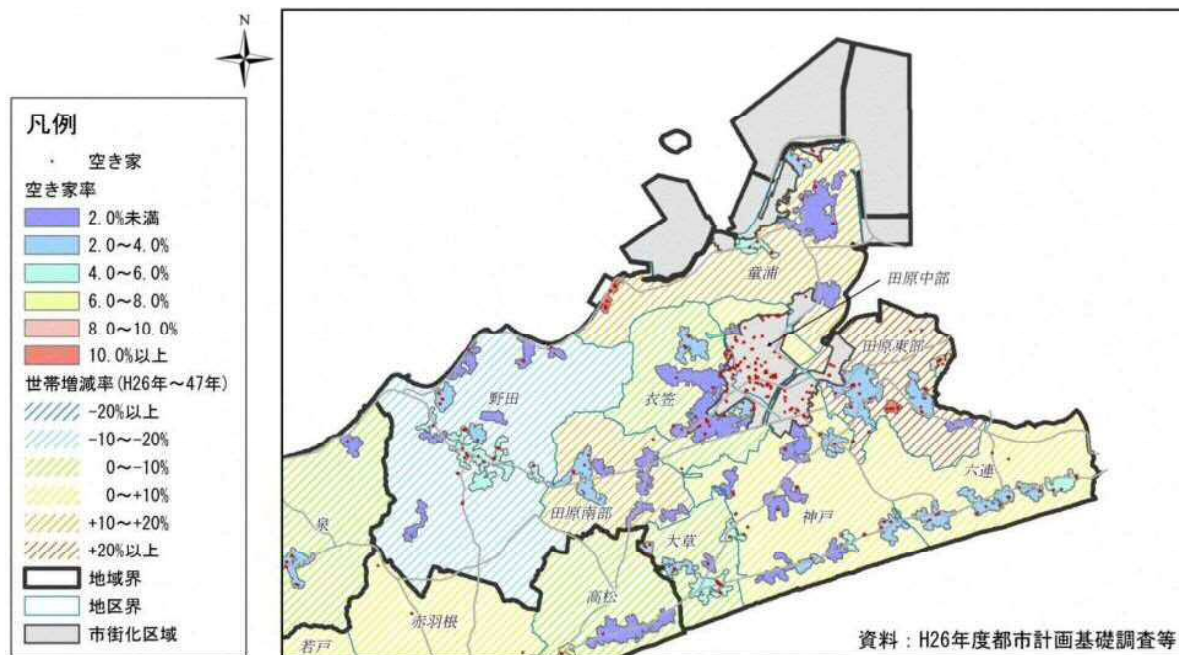


図 59 空き家状況及び将来世帯増減図

③交通

【道路】

地域を国道 42 号、国道 259 号が東西に通り、南北に一般県道、1 級市道が通っています。

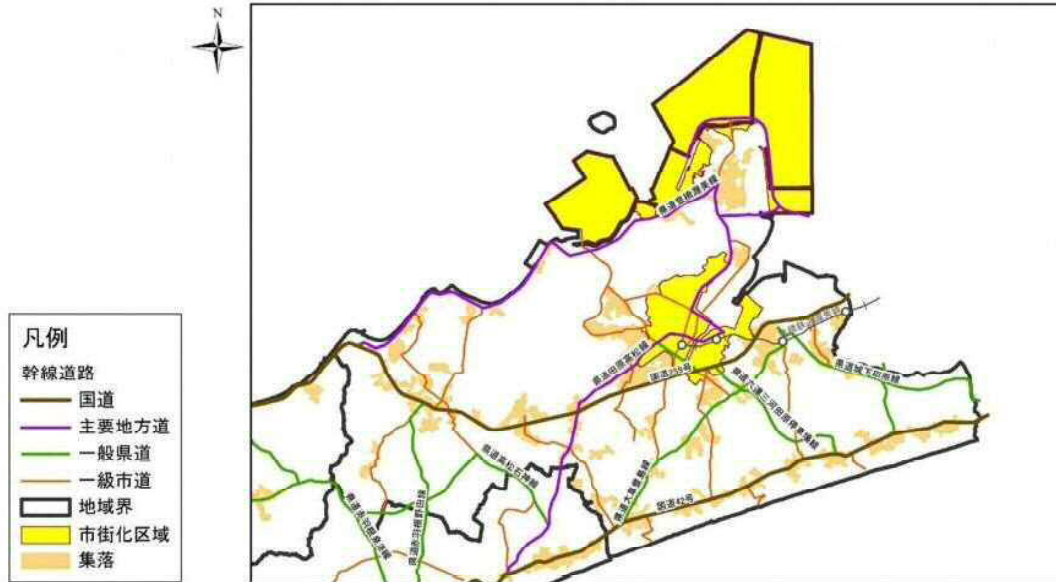


図 60 幹線道路網図（国道・県道・1 級市道）

【公共交通】

3 市街地の中で唯一鉄道有しています。鉄道は、豊橋鉄道㈱が豊橋鉄道渥美線を運行しており、三河田原、神戸、豊島、やぐま台の 4 駅があります。

バスは、豊鉄バス㈱が伊良湖本線及び伊良湖支線を運行しているほか、それを補完する役割として、田原市コミュニティバス（市街地バス・ぐるりんバス）を運行しています。

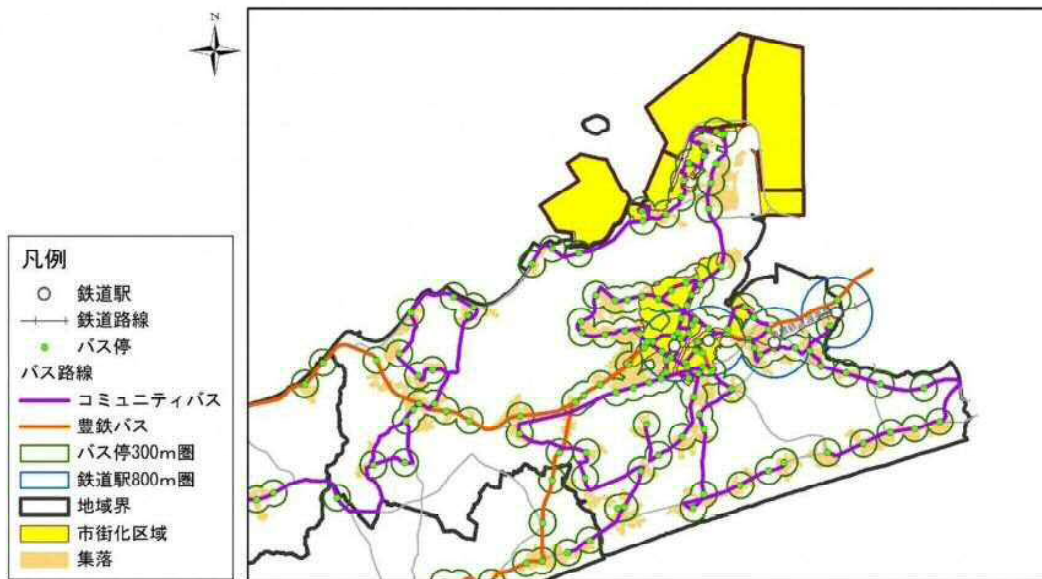


図 61 公共交通サービス圏図（平成 27 年 10 月現在路線）

【パーソントリップ】

出勤の動きは、田原中心部の内々の移動が約 3 割で、ほぼ同程度が臨海部や豊橋市に出勤しています。一方、臨海部は約 8 割と大半が内々での出勤となっています。

買い物の動きは、田原中心部では内々の移動が約 8 割を占めているのに対し、臨海部では約 8 割が豊橋市に依存しています。

また、通院の動きは、大半が渥美病院のある田原中心部に依存しています。

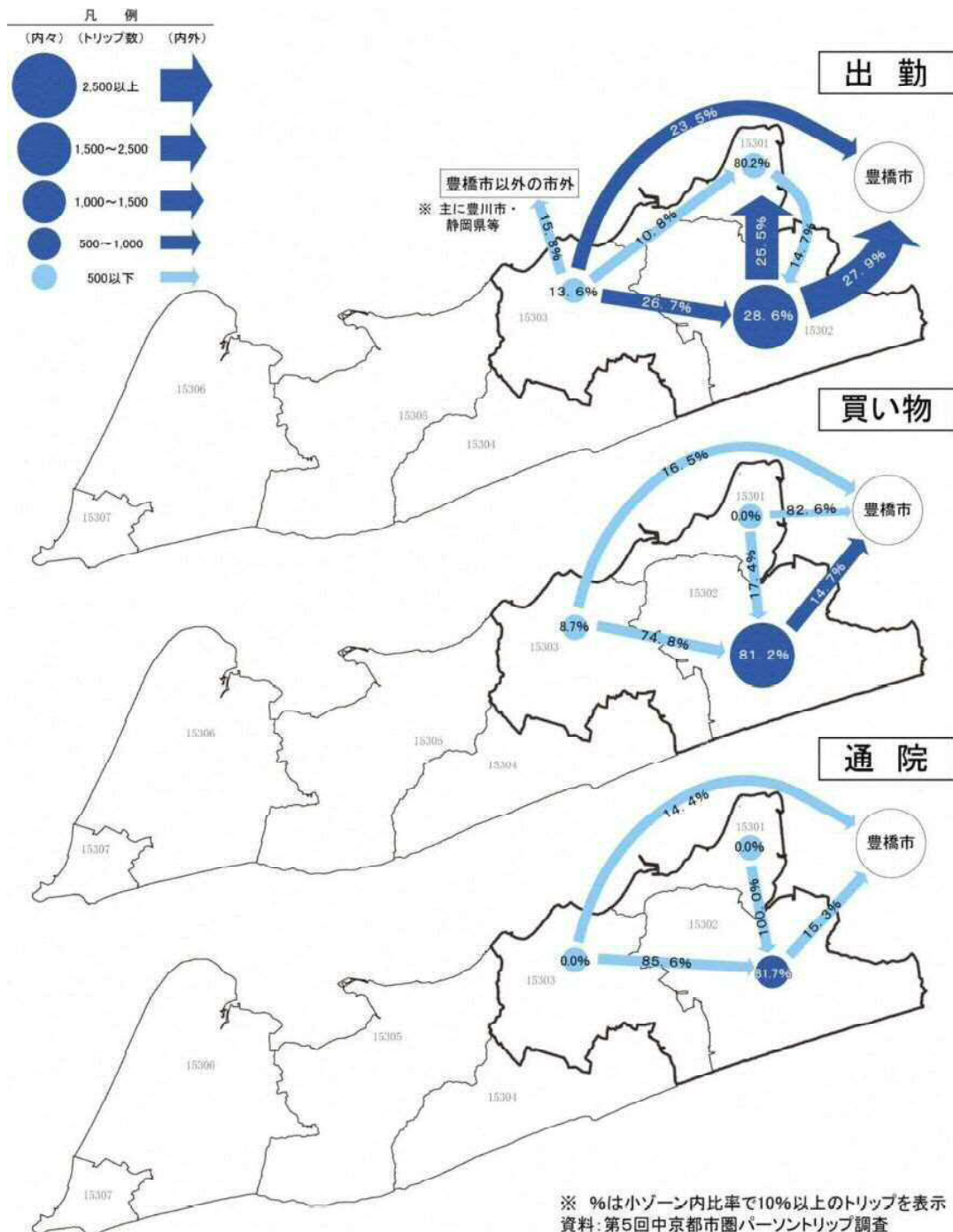


図 62 パーソントリップ図

④津波・高潮・洪水浸水

南海トラフ地震の理論上最大想定モデルでは、津波による浸水被害が田原市街地の汐川沿いや浦、吉胡、田原、谷熊地区の一部で想定されています。

この地域には、多くの従業員を抱える臨海工業地域や多くの人が移動手段として利用している豊橋鉄道渥美線があります。津波による建物・人的被害とも比較的少ない予測となっているものの、国道 259 号や豊橋鉄道が津波により寸断された場合、多数の帰宅困難者が発生することが予測されています。

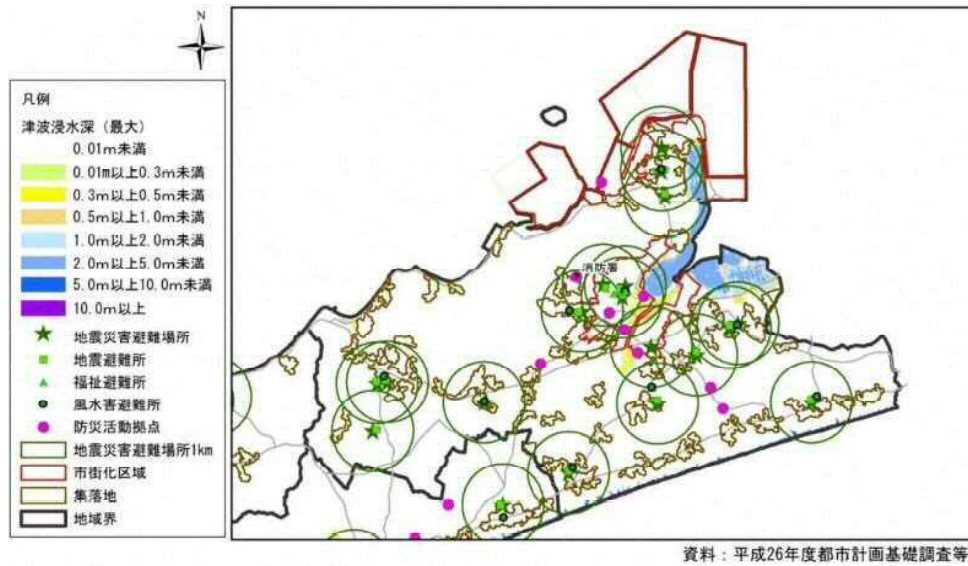


図 63 津波浸水予測及び避難場所等分布図

田原市街地や臨海市街地においては、想定最大規模の台風により概ね 3m 未満の高潮浸水が想定されています。

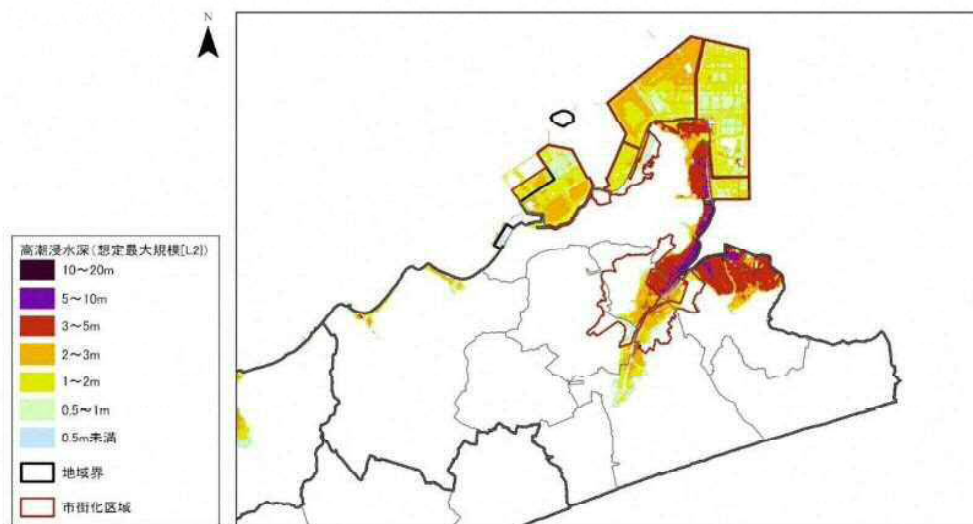


図 64 高潮浸水想定図

⑤生活利便施設

田原市街地には、各種、多様な生活利便施設等が立地する一方、臨海市街地には生活利便施設があまり立地していません。また市街地以外では、野田地区において生活利便施設が集中して立地しています。

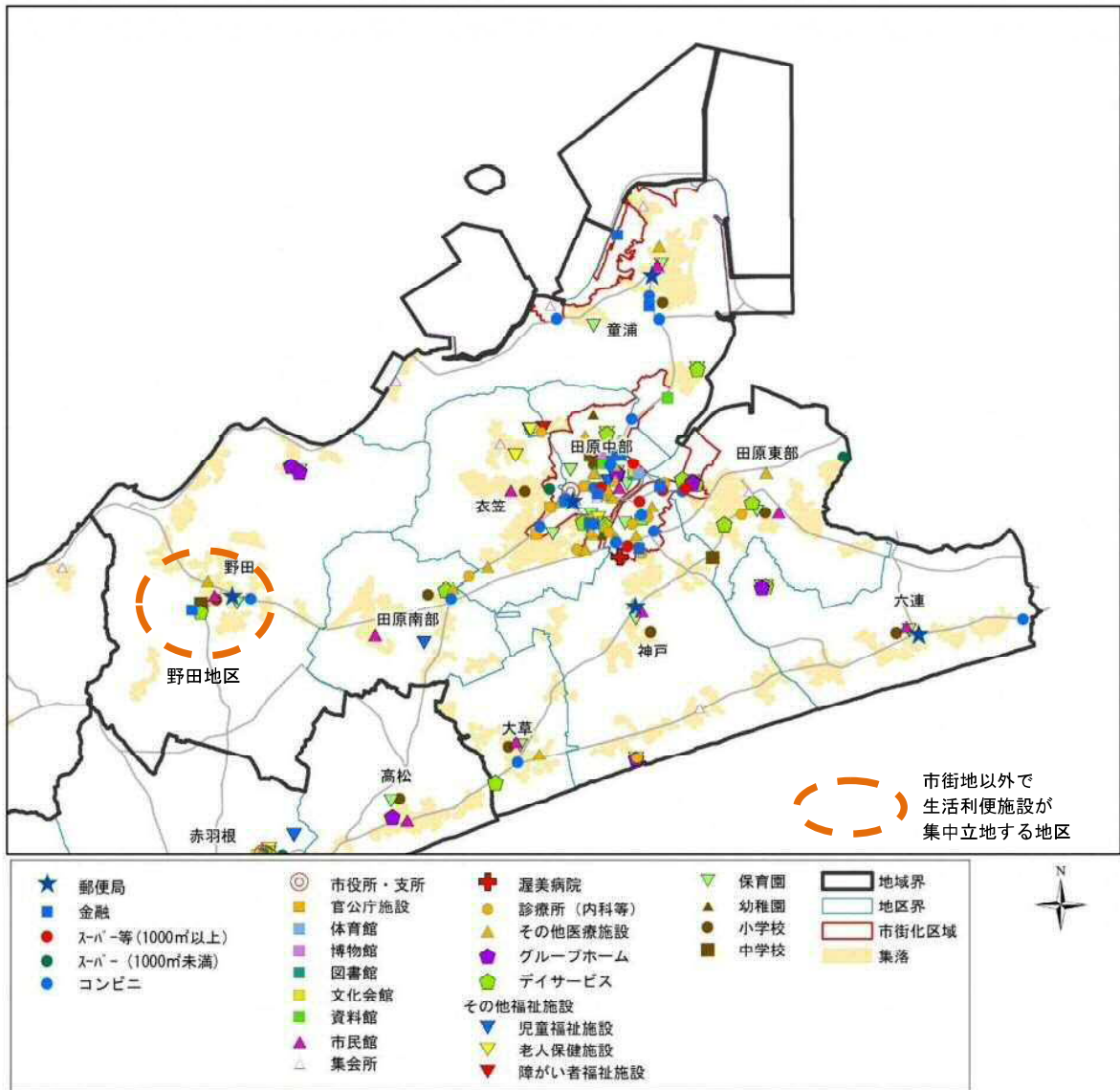


図 66 生活利便施設等の分布状況図（平成 27 年 4 月 1 日現在）

⑥観光・交流

田原地域には蔵王山展望台、サンテパークたはらなどの本市を代表する観光・交流資源があります。その他にも観光資源、海の資源、自然資源、歴史・文化資源など、観光・交流の要素となる資源があります。

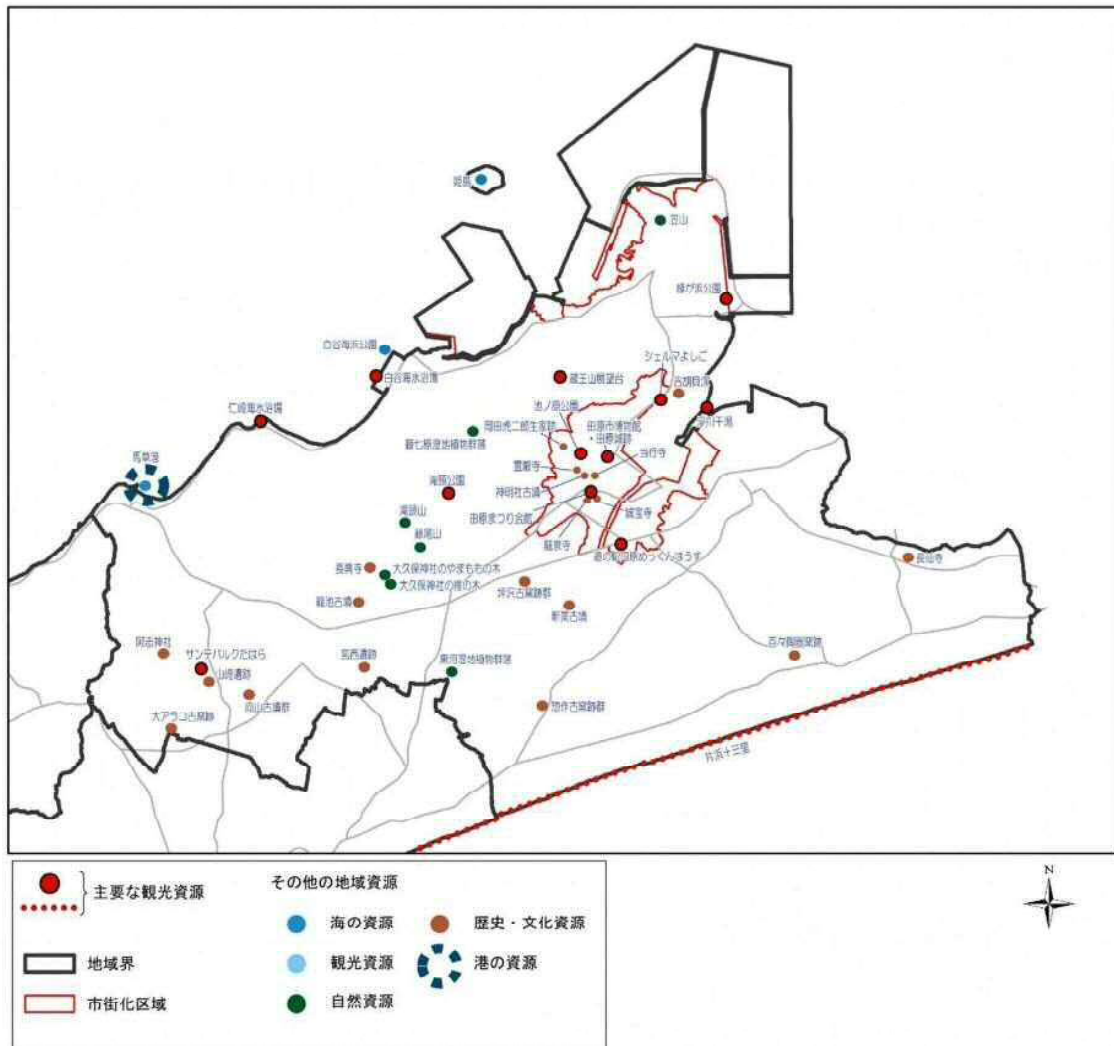


図 67 観光資源等の地域資源の分布状況図

2) 田原地域の地域づくりの目標

◆田原市街地における都市機能施設の集積による生活利便性の向上

田原市中心の都市拠点である田原市街地は、多様な都市施設を有しており、田原市民の生活の拠点となっています。

このことから、さらなる都市機能の集積を図り、田原市民にとっての生活利便性の向上を目指します。

◆田原市街地への定住促進と地域コミュニティの維持

今後、人口減少が進む中で、田原市街地は、臨海企業従業者の定住ニーズも高く、鉄道駅を有しているなど人口吸引のポテンシャルが高いことから、居住環境の整備や優良な宅地供給を図ることにより、転入促進及び半島西部の市民の転出抑制を図ります。

集落については、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力のある暮らしの形成を目指します。

◆中心市街地における賑わいの創出

三河田原駅周辺とシンボルロードである田原駅前通り線沿線を一体的に賑わいの創出を図ります。活用しきれっていない低・未利用地があることから、これらを活用しながら中心市街地の活性化を図ります。

「花のまち」や「旧城下町」など本市の特徴を生かした景観形成を図り、まちなかの魅力向上を目指します。

3) 地域の将来構造

○都市拠点（田原市街地）

田原市街地は、行政、商業・業務、医療、教育、交通などの機能が最も集積している田原市の中心をなす拠点であることから、今後もこれら機能の充実をさらに図るとともに、臨海部従業者の定住やまちなか居住の推進を図ります。

○産業集積拠点（臨海市街地）

臨海市街地は、県下でも屈指の工業生産地域となっていることから、今後も産業の集積を促進するとともに、交通アクセスの改善や防災対策等を進めます。また、職住近接型の居住環境の充実を図ります。

○観光・交流拠点

農業公園サンテパークたはら、蔵王山、太平洋沿岸及び臨海部沿岸（仁崎海水浴場、白谷海水浴場等）については、観光・交流拠点と位置づけ、それぞれの特性を活かした整備を図ります。

○コミュニティ拠点

田原地域の 9 か所の市民館をコミュニティ拠点として位置づけ、それぞれの特色を活かした地域主体のまちづくりを計画的に推進します。

○道路ネットワーク（軸）

本地域の骨格をなす道路ネットワーク（軸）は、全体構想において位置づけた都市間連携軸、市街地間連携軸に加え、市街地内の骨格的な幹線道路、及び市街地や地域をつなぐ主要道路を地域幹線道路として位置づけて整備、交通改善を図ります。

都市間連携軸・・・国道 259 号、国道 42 号、（主）豊橋渥美線

市街地間連携軸・・・（都）（仮）田原駅前通り線、（仮）大久保高木線、

（主）田原高松線、（県）城下田原線、

地域幹線道路・・・（都）田原中央線、（都）神戸蔵王線、（都）姫島港線

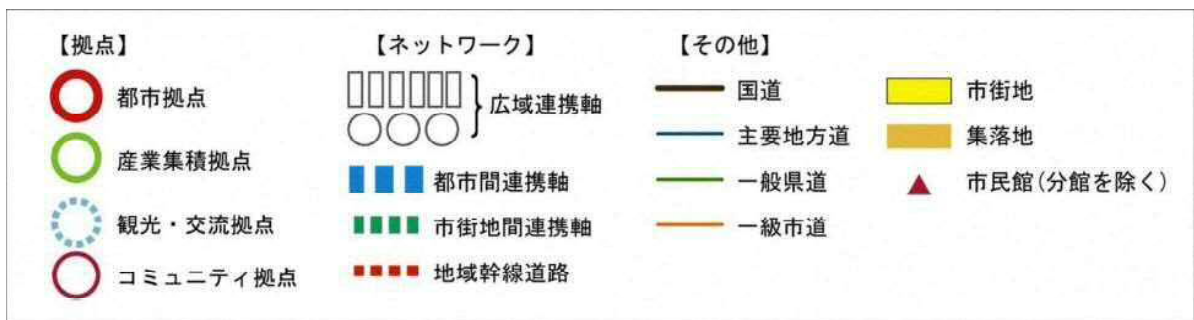
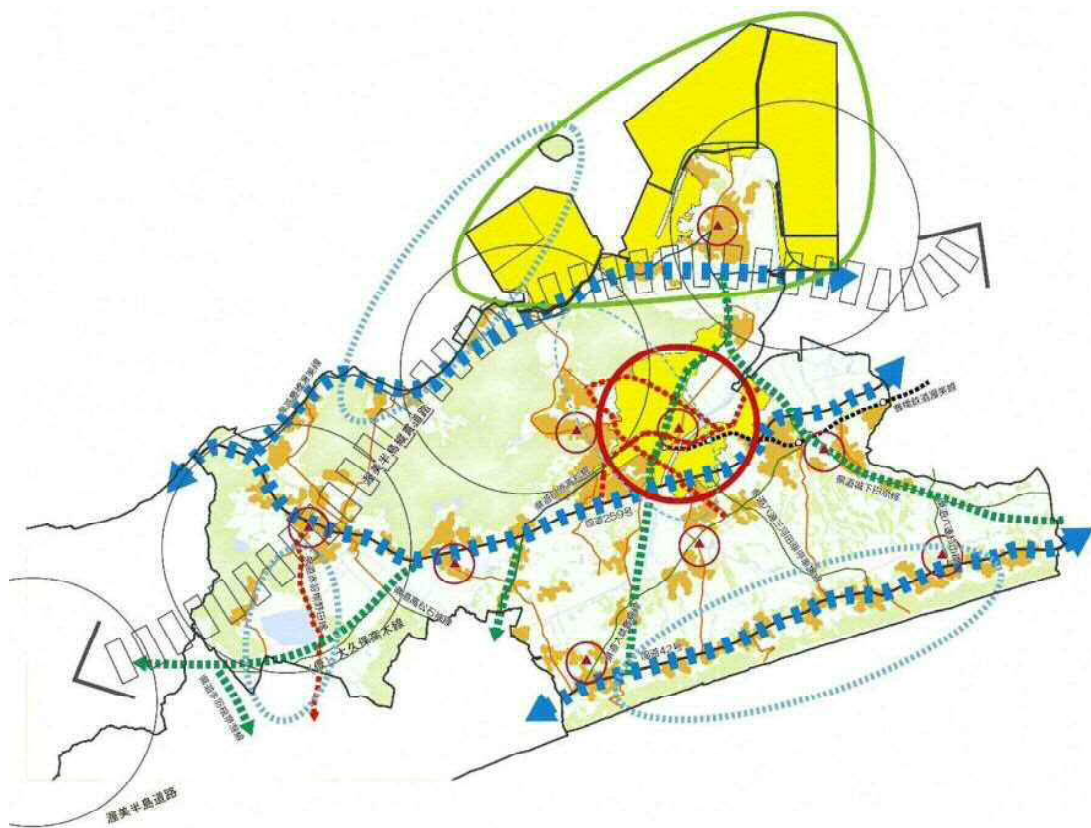


図 68 田原地域の将来都市構造図

4) 地域のまちづくり方針

①土地利用

- ・田原市街地は、本市の中心である都市拠点としてふさわしい都市機能の集積を図ります。
- ・低・未利用地を活用しながら中心市街地の活性化を図ります。
- ・「空き家・空き地バンク」制度の活用等による住宅・宅地の活用を図ります。
- ・まとまった私有地の低・未利用地については、良好な住宅地にするための支援策を実施します。
- ・市街化区域に隣接した地域（天白地区・梅畚地区）において、必要に応じて市街化区域への編入を検討します。
- ・臨海市街地は、産業の集積を図るべき拠点として、基盤整備や交通アクセスの改善、防災対策等を推進し、企業誘致を積極的に進めます。また、日常における生活利便施設の誘致を図ります。
- ・臨海市街地に豊橋市とのごみ処理広域化に伴うごみ中継施設を整備します。
- ・企業の進出状況を踏まえ、工業用地不足の対応が必要になった際は、新規工業団地の整備を検討します。
- ・集落については、人口減少を抑制するため、集落内の世帯分離のための住宅地供給、優良田園住宅制度等の活用による田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を検討します。
- ・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努めます。

②道路

- ・(主) 豊橋渥美線（(都) 浦片浜線）の整備促進を図ります。
- ・(仮) 大久保高木線、(県) 城下田原線の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・(都) 田原中央線、(都) 田原駅前通り線、(仮) 田原駅前通り線は、路線の優先順位を見極めながら整備促進を図ります。
- ・(県) 赤羽根野田線の走行環境の向上を図ります。
- ・緊急車両の通行や災害時の安全な避難において支障をきたすおそれがある狭あい道路の解消を目指します。
- ・集落内の主要な道路は、一定以上の幅員を確保し、生活環境の改善を図ります。

③公共交通

- ・関係者が連携・協働して利用促進や運行内容の改善等に取り組み、運行を確保します。

④生活利便施設

- ・田原市街地は、田原市の中心をなす都市拠点として、また、居住地としての魅力を向上させるため、生活利便施設の一層の集積を図ります。
- ・田原市街地においては、居住者や来訪者のニーズに対応した駐車場を維持・確保します。
- ・中央公園の整備を図ります。

- ・臨海市街地は、田原市街地と結ぶ幹線道路によるネットワークの強化を図るとともに、生活利便性の向上に資する施設の誘致を図ります。
- ・生活利便施設等が集積している集落については、施設を維持するための方策を検討します。
- ・集落住民の日常生活を支える生活利便施設については、持続可能な地域づくりを目指し、住民等が中心となって運営する「小さな拠点」づくりの考え方を取り入れた施設整備等を検討します。

⑤観光・交流

- ・農業・収穫の体験メニューや産直売り場など、本市農業を観光に結びつけた拠点である農業公園サンテパークたはらを活用した観光ルート開発を推進します。
- ・道の駅田原めっくんはうすについては、観光案内機能の充実、休憩所の改善等を順次実施します。また、市内の道の駅をネットワーク化することにより、道路利用者に休憩・情報等のサービスの提供や市内物産の紹介、販売等を行い、市内及び他地域との交流促進を図ります。
- ・半島全体を周遊できる渥美半島菜の花浪漫街道については、風景や花を活用した地域の活性化を図るだけでなく、サイン・標識なども含めた景観整備を図ります。
- ・ナショナルサイクルルートの指定を受けている太平洋岸自転車道において、渥美半島菜の花浪漫街道の取組と連携しながら、自転車の活用による観光地域づくりを進めます。
- ・市内の港湾・漁港などを活用した環境整備を図ります。
- ・自然公園区域内に自然体験・観察施設等を整備し、自然とのふれあいを増進させるとともに、自然を学ぶことのできる場の充実を図ります。
- ・全国でも有数の製造品出荷額を誇る臨海市街地において、自動車企業を対象とした産業観光を促進します。
- ・都市計画法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画に基づき、観光・交流資源等を活用した土地利用を図ります。

⑥地震・洪水・高潮・津波防災

- ・緊急輸送道路の代替的な役割が期待される（県）城下田原線の未整備区間について、整備を促進します。
- ・堤防等の耐震化、粘り強い構造への改良及び背後地整備等を図ります。
- ・災害時に早期に復興できるよう、予め住民等と協働で事前復興計画の策定を検討します。
- ・港湾物流機能の向上、併せて、災害時における港湾防災拠点機能を確保するため、田原公共ふ頭の-10mの耐震強化岸壁の整備等を促進します。



図 69 田原地域のまちづくり方針図

5) 市街化区域及びその周辺の土地利用方針

【田原市街地】

①まちなか賑わい 機能エリア	田原市の玄関口における集客・交流の拠点として、商業の活性化、賑わいの創出を図り、多くの市民・来訪者が集い、歩き、活気あふれるエリアとします。
-------------------	--

- ・三河田原駅周辺とシンボルロードである田原駅前通り線沿線を一体的に賑わいの創出を図ります。
- ・活用しきれない低・未利用地を活用しながら中心市街地の活性化を図ります。
- ・「花のまち」や「旧城下町」など本市の特徴を生かした景観形成を図り、まちなかの魅力向上を目指します。
- ・商業・業務機能の集積を図るとともに、重点的な景観形成を推進し、まちなかの魅力を向上させます。
- ・三河田原駅北東部の商業地域は、飲食を中心とした商業環境とまちなか居住環境の向上を図ります。

②沿道賑わい機能 エリア	市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアとします。
-----------------	--

- ・市民のニーズに対応した幹線道路沿いならではの店舗等の誘導を図ります。

③沿道商業・サービス施設エリア	沿道利便性を活かした商業・サービス施設が数多く立地し、生活の賑わいが感じられるエリアとします。
-----------------	---

- ・準工業地域については、大規模集客施設の立地を抑制します。また、生活環境を考慮した、適切な土地利用への見直しを検討します。
- ・沿道商業・サービス施設の誘導を図るため、地区計画などの活用を検討します。

④市街地居住促進 エリア	田原市街地の住宅ニーズを的確に受け止める、良好な住環境を備えた定住向け住宅を供給するエリアとします。
-----------------	--

- ・低・未利用地や空き家を活用し、居住促進を図ります。
- ・狭あい道路の解消を図ります。

⑤文化・福祉・居住 エリア	文化施設、福祉施設を中心に、家族向け、高齢者向け等の集合住宅も立地する、良好な住環境の住宅エリアとします。
------------------	---

- ・文化・福祉施設が立地するエリアの特徴を活かした居住環境の創出を図ります。

⑥歴史・文教・居住 エリア	歩行環境の改善を図り、歴史と文化にふれあえる緑と調和した閑静な住宅エリアとします。
------------------	---

- ・緑豊かな住宅環境を保護するため、緑地の保全を図ります。
- ・教育施設が多く立地し、通学者が多いことから、安心・安全な通学環境を確保します。
- ・田原城跡や寺下通りなど歴史資源を結ぶ歴史ウォーキングトレイル等を活用し、歩行者の回遊性の向上を図ります。

⑦市街地編入候補地	市街化調整区域の災害リスクが高い地区に住んでいる住民や、市外から臨海市街地で働く人々を誘導するための受け皿として、市街化編入による居住誘導を検討する候補地（天白地区・梅裕地区）とします。
-----------	---

- ・現行の市街化区域に隣接し、鉄道駅に近く、また高台で津波被害のおそれもない区域であることから、必要に応じて市街化区域への編入による土地利用を検討します。

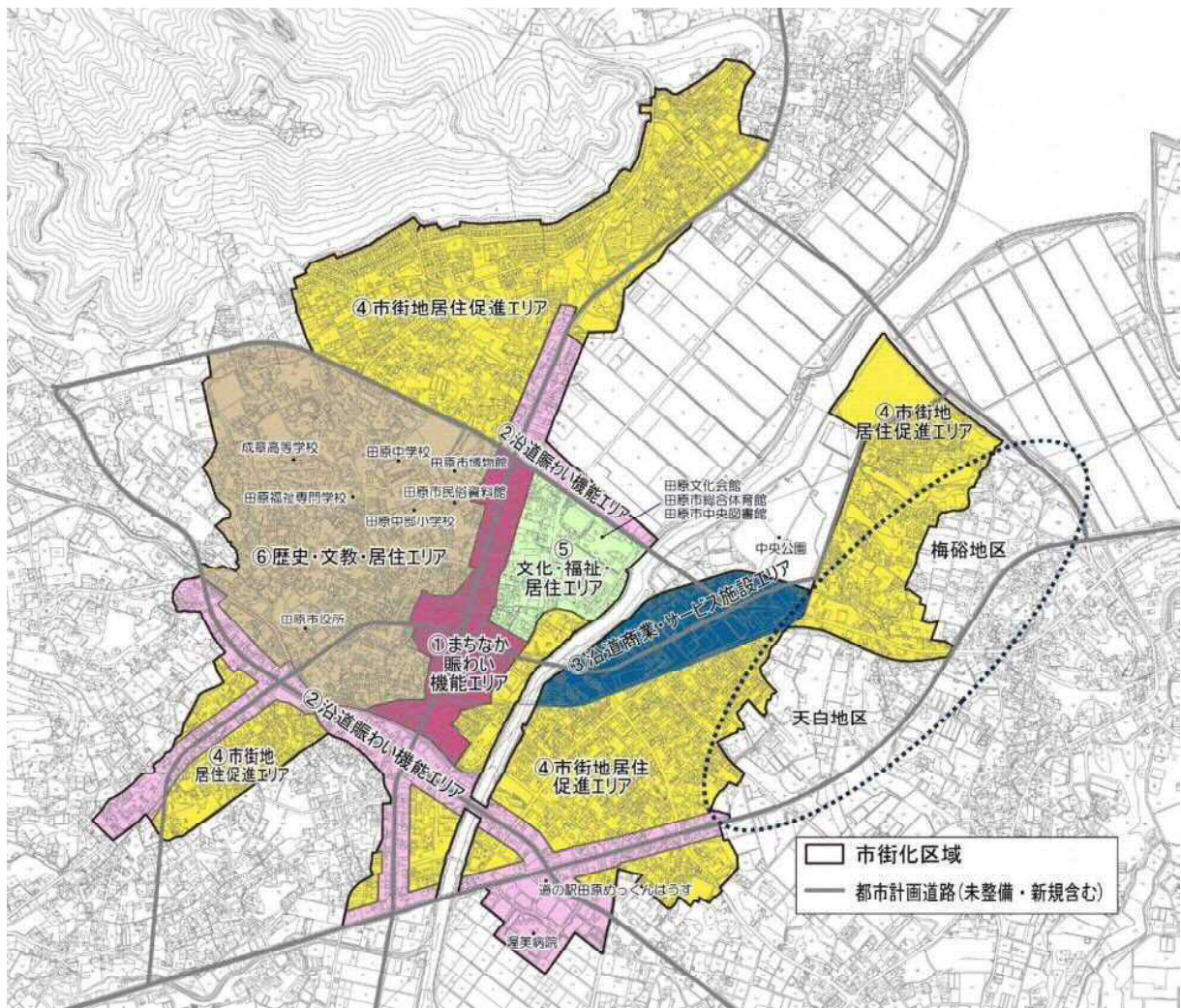


図 70 地域別土地利用のエリア区分図（田原市街地及びその周辺）

【臨海市街地】

①大規模工場エリア	市の産業拠点として一層の工業集積を促進するエリアとします。
-----------	-------------------------------

- ・田原4区の未竣功用地については、埋め立て竣功に合わせ、市街化区域へ編入し、適切な土地利用を図ります。
- ・未竣功用地や未操業地への企業誘致を積極的に進めます。また、企業の進出状況を踏まえ、工業用地不足の対応が必要になった際は、周辺環境へ配慮したうえで新規工業団地の整備を検討します。
- ・企業立地の促進に向けた交通環境の改善のため、(都) 浦片浜線の整備や渥美半島道路、渥美半島縦貫道路の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・広域的に利用される緑地空間である臨海緑地については、整備・促進を図ります。

②中小規模企業エリア	中小規模の工場や商業施設等の立地を誘導するエリアとします。
------------	-------------------------------

- ・浦片土地区画整理地区等への企業立地を推進します。
- ・浦片土地区画整理地区において、まとまった土地利用が可能な特性を活かし、会社の寮の用地としての土地利用を検討します。

③市街地居住促進エリア	臨海企業従業者等の居住地として、良好な住環境の保全・形成を図るエリアとします。
-------------	---

- ・計画的に都市基盤が整備された良好な住環境が形成されたエリアであることから、この良好な環境を今後も維持します。なお、必要に応じて地区計画等を活用します。
- ・日常生活サービス施設の立地誘導を促進するとともに、田原市街地との交通アクセスの改善を図り、買い物等の利便性の向上に努めます。

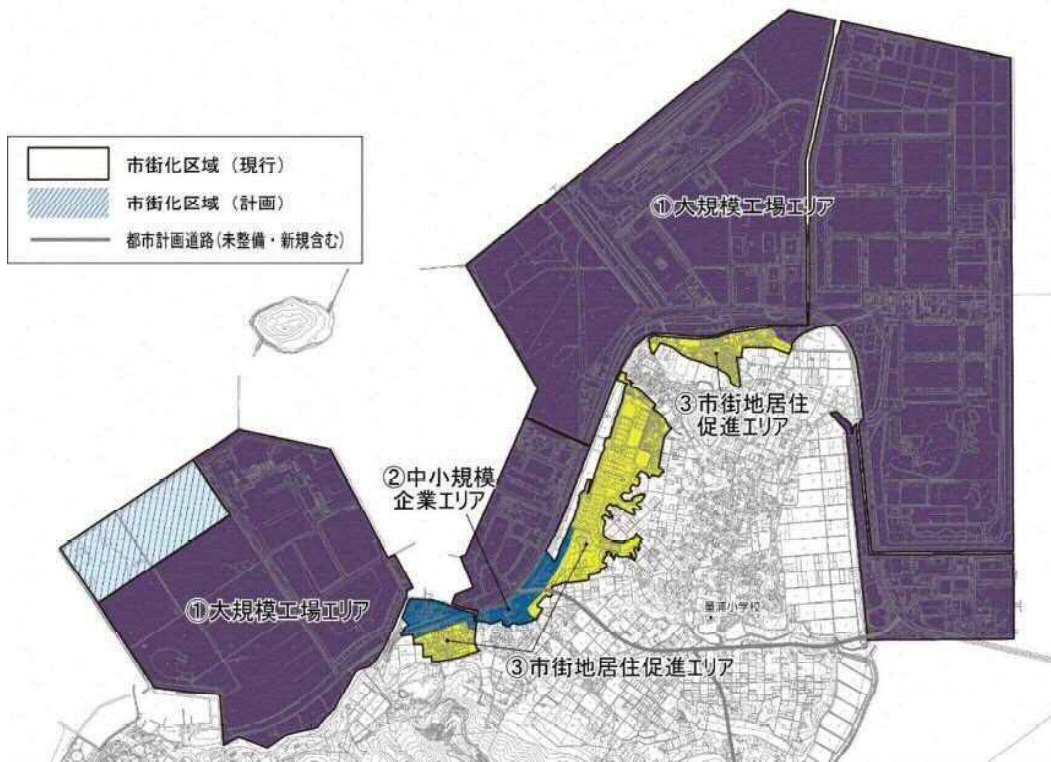


图 71 地域別土地利用のエリア区分図 (臨海市街地)

2. 赤羽根地域

1) 地域特性

赤羽根地域は市域中央部の表浜側に位置し、人口は市全体の1割程度を占めています。

本地域は、市街地及び集落のほとんどが国道42号沿いに位置しています。また、サーファーが多く集まる太平洋ロングビーチ、道の駅あかばねロコステーションや弥八島など、多くの観光・交流資源が存在しています。

表 12 赤羽根地域の概況

		赤羽根地域	全市に対する割合 (全市平均)
地域面積(ha)		2,386	12.5%
市街化区域	面積(ha)	73	4.3%
	割合(%)	3.1%	-
人口(H22年:人)		5,798	9.0%
世帯数(H22年:世帯)		1,547	7.3%
世帯あたり人員(人/世帯)		3.75	(3.03)
老年人口(H22年:人)		1,547	10.9%
老年人口比率(%)		26.7%	(22.2%)
人口密度(人/ha)		2.43	(3.35)

注) 老年人口は65歳以上

資料: H22年国勢調査等

①人口・世帯

【地域の人口及び世帯数の推計】

赤羽根地域の将来人口は、令和2年の5,091人から令和17年には4,342人になると推計され、減少が見込まれます。また世帯数は令和2年が1,587世帯で、令和17年には1,696世帯に増加すると推計されます。

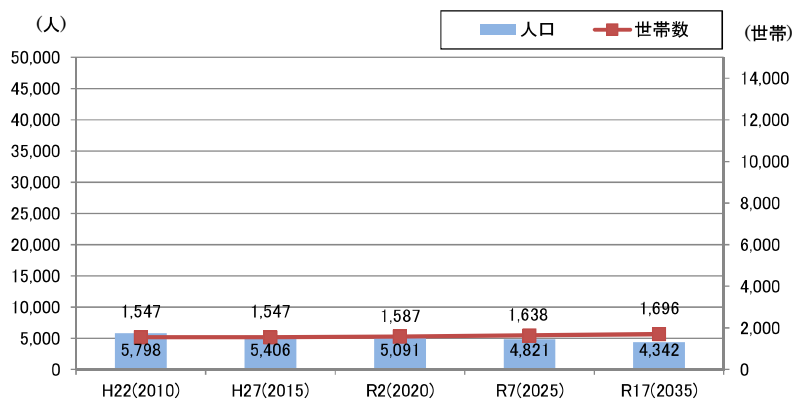


図 72 人口・世帯の推計 (H22~R2 年実績値)

【地区別の将来人口増減】

地区別の令和 17 年の推計人口による将来の人口増減をみると、全ての地区で減少し、若戸地区及び高松地区において減少率が大きくなっています。



図 73 地区別将来人口増減比率 (R17/R2 年)

【地区別の将来世帯数増減】

地区別の令和 17 年の推計世帯数による将来の世帯数増減をみると、すべての地区で増加し、赤羽根地区の増加率が一番小さくなっています。

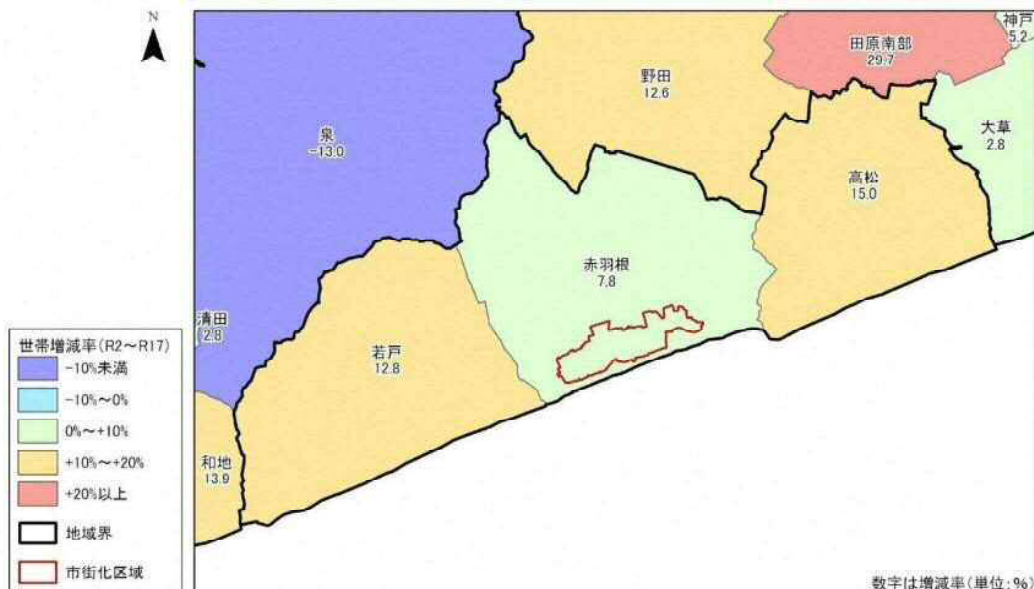


図 74 地区別将来世帯増減 (R17/R2 年)

【地域の年齢3区分別人口の推計】

赤羽根地域の年齢3区分別人口をみると、令和2年の老年人口の割合は32.0%となっていますが、計画年次である令和17年には、老年人口の割合は39.4%になると推計されます。

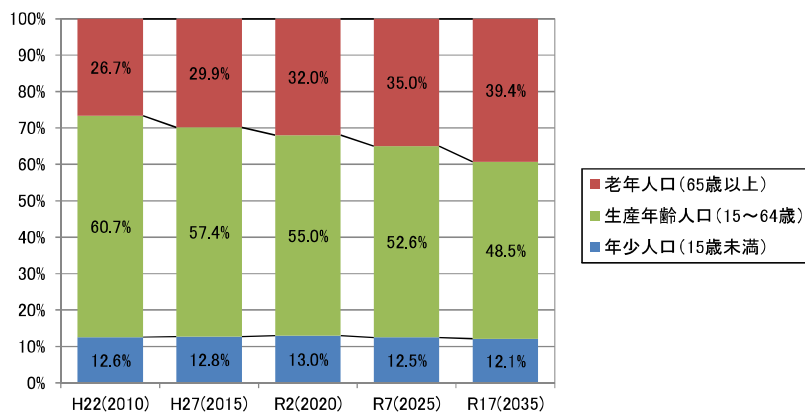


図 75 年齢3区分別人口の割合推計 (H22~R2 年実績値)

【地区別の将来65歳以上人口比率】

地区別の令和17年の推計人口による65歳以上の人口比率をみると、赤羽根地区が他地区より低く35.1%となっています。他の地区は40%程度になっています。

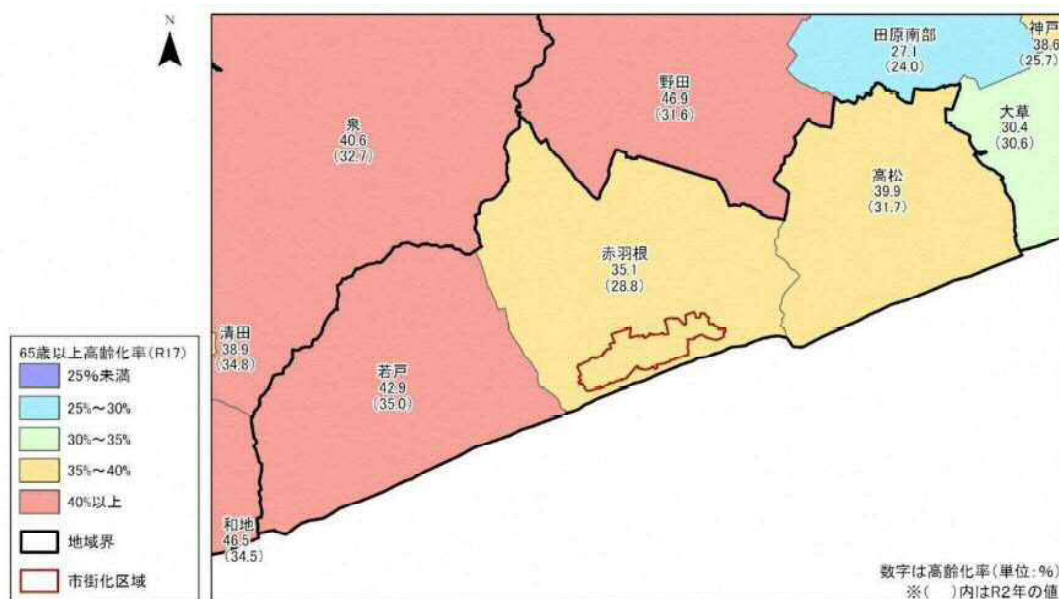


図 76 地区別将来65歳以上人口比率 (R17)

②土地利用・建物利用

【地域全体の土地利用現況】

市街化区域の土地利用の現況は、都市的土地利用が 83.9%を占めています。その中で最も多いのは住宅用地で 46.8%を占めています。

表 13 土地利用区分別面積

		赤羽根市街地	
		面積(ha)	比率(%)
自然的 土地 利用	田	0.00	0.0% (0.0%)
	畑	7.50	10.3% (2.0%)
	山林	2.35	3.2% (2.6%)
	水面	0.24	0.3% (0.7%)
	その他の自然地	1.68	2.3% (4.7%)
	小計	11.78	16.1% (10.0%)
都市的 土地 利用	住宅用地	34.16	46.8% (14.9%)
	商業用地	2.92	4.0% (2.9%)
	工業用地	2.65	3.6% (36.5%)
	公益施設用地	8.99	12.3% (4.1%)
	道路	9.85	13.5% (9.5%)
	交通施設用地	0.00	0.0% (0.2%)
	公共空地	0.41	0.6% (1.4%)
	農林漁業施設用地	0.00	0.0% (0.0%)
	その他の空地	0.26	0.3% (12.8%)
	低未利用地	1.99	2.7% (7.8%)
小計	61.22	83.9% (90.0%)	
総計		73.00	100.0% (100.0%)

注) 比率の () 内は全市街地平均値

資料：令和 5 年度都市計画基礎調査

【市街地の土地利用現況】

赤羽根市街地の土地利用は、住宅用地が多くを占めています。商業用地は国道 42 号沿道に点在し、近隣商業地域の範囲が狭いこともあり、集中した立地にはなっていません。

畑、山林等の低・未利用地は市街地面積の 16.6%となっており、中でも畑が 10.3%を占めています。



資料：令和 5 年度都市計画基礎調査

図 77 赤羽根市街地の土地利用現況図

表 14 市街化区域内低・未利用地面積

	田	畑	山林	その他空地	低・未利用地	合計	市街化区域
臨海市街地	0.00ha	7.50ha	2.35ha	0.26ha	1.99ha	12.10ha	73.00ha
	0.0%	10.3%	3.2%	0.3%	2.7%	16.6%	100.0%

注) %は各市街化区域面積に対する比率

資料：令和 5 年度都市計画基礎調査

【旧耐震建物分布状況】

耐震性が低いと思われる旧耐震基準で建てられた建築物（老朽建物）の割合は、全ての地区で50%以上60%未満となっています。



注)「老朽建物」は概ね旧耐震とみられる昭和56年以前に建築された建物

図 78 老朽建物棟数比率及び津波浸水想定区域

【空き家の状況】

空き家の分布状況を見ると、集落地では高松地区、越戸地区で空き家率がやや高くなっています。高松地区は、今後20年間で世帯数の減少が想定されることから、空き家が増加するおそれがあります。

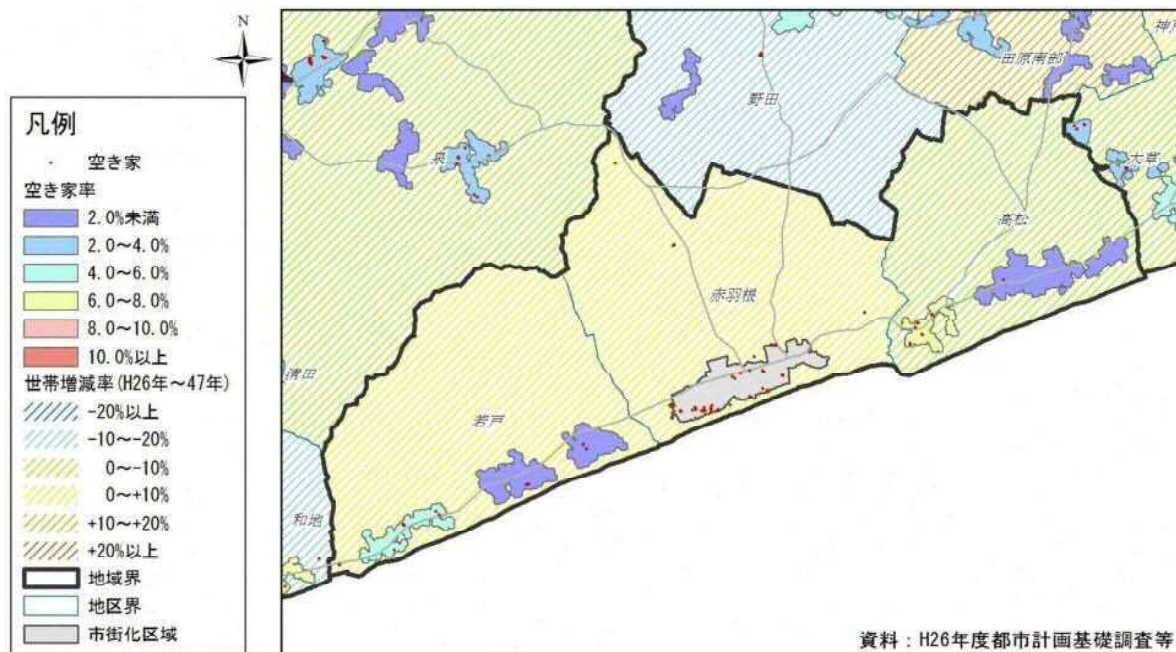


図 79 空き家状況及び将来世帯増減図

③交通

【道路】

国道42号が市街地と集落をつなぐように東西に通り、南北に主要地方道と一般県道が通っています。

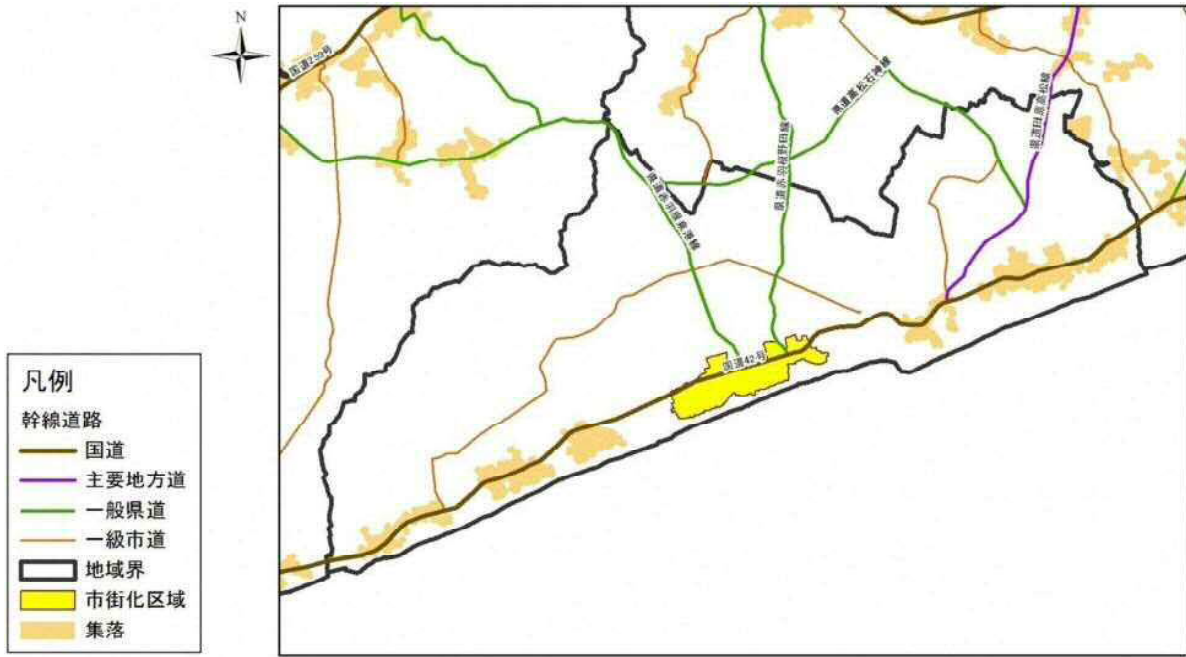


図80 幹線道路網図（国道・県道・1級市道）

【公共交通】

豊鉄バス(株)が伊良湖支線を運行しています。

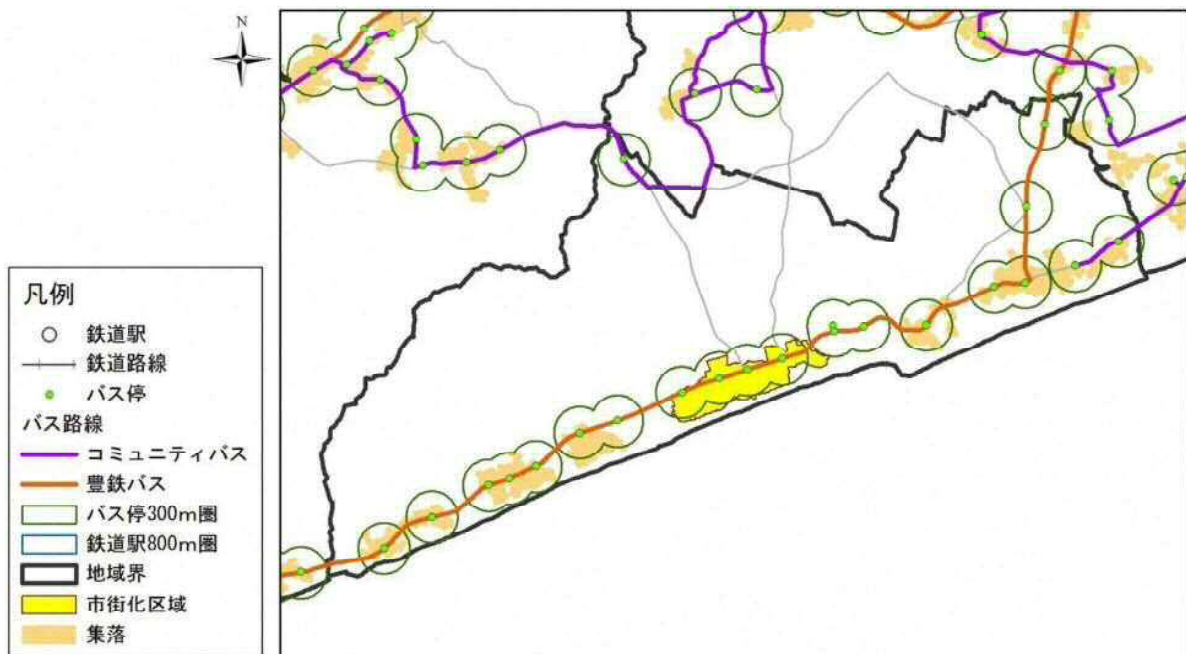


図81 公共交通サービス圏図（平成27年10月現在路線）

【パーソントリップ】

赤羽根地域の人の流れをパーソントリップ調査でみると、出勤の動きは、内々が3割程度にとどまり、田原中心部や田原臨海部などへの出勤が多くなっています。買い物の動きは、内々で4割程度まかなわれ、4割程度が田原中心部に依存しています。また、通院の動きも、大半が田原中心部に依存しています。いずれの動きも、渥美地域への人の移動はほとんどみられません。

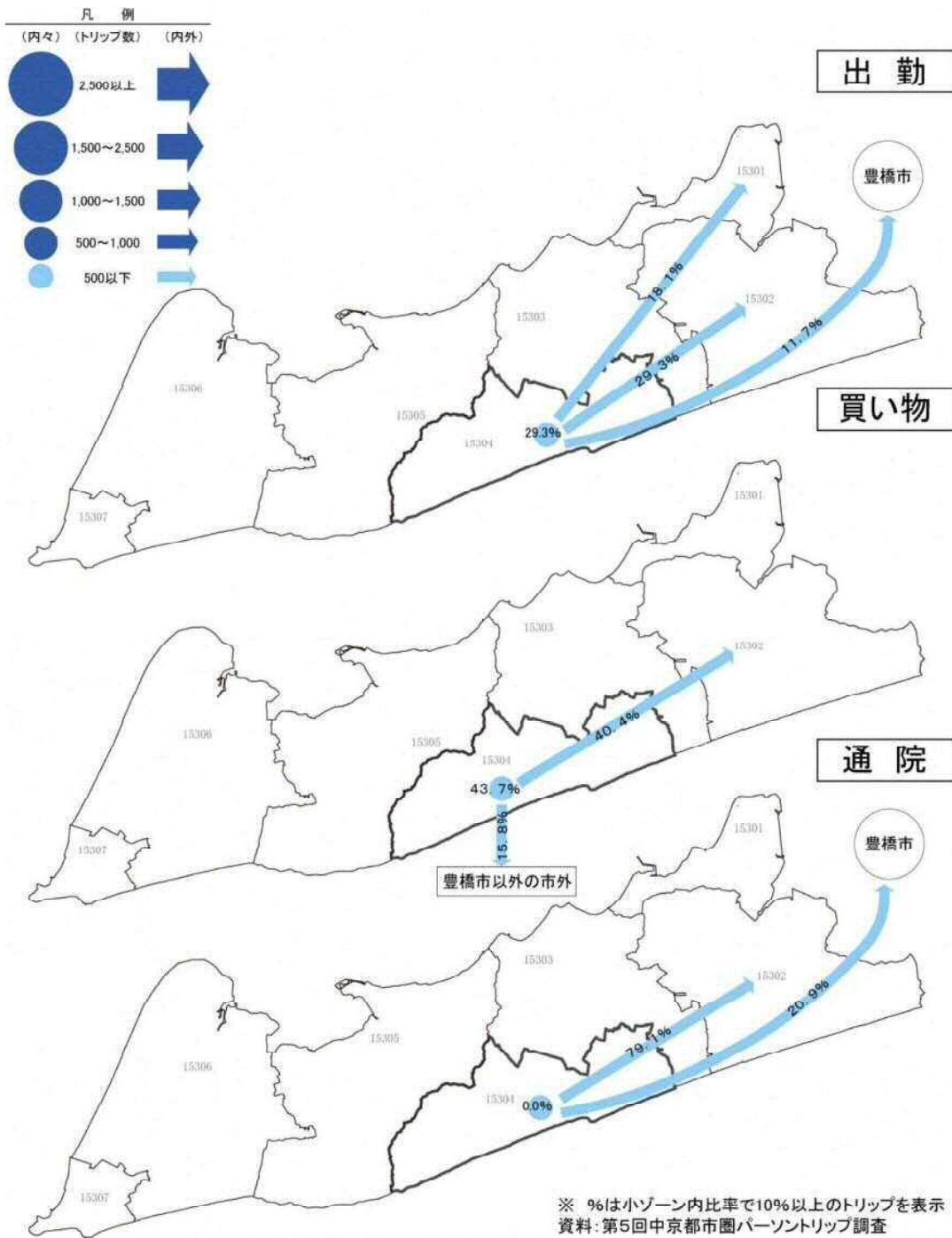


図 82 パーソントリップ図

④津波・洪水浸水

南海トラフ地震の理論上最大想定モデルでは、津波による浸水被害が赤羽根漁港付近及び池尻町の一部で想定されています。

当地域では、サーファーや釣り客等レジャーを楽しむ人が多く訪れる地域であることから、津波が発生すると被害が拡大するおそれがあります。



資料：平成26年度都市計画基礎調査等

図 83 津波浸水予測及び避難場所等分布図

赤羽根市街地においては、想定最大規模の洪水によっても浸水は予想されていませんが、池尻川や精進川、大目川等周辺で最大で3～5mの浸水が予想されています。

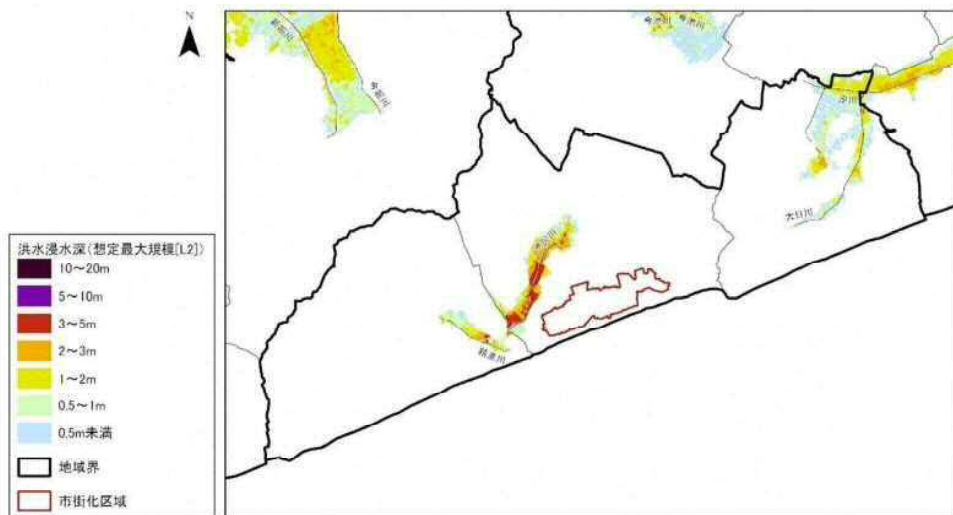


図 84 洪水浸水予想図

⑤生活利便施設

赤羽根市街地には、ある程度の生活利便施設等が立地しています。

赤羽根市民センターなどの公共施設は、市街地東側の市街化調整区域に立地しています。

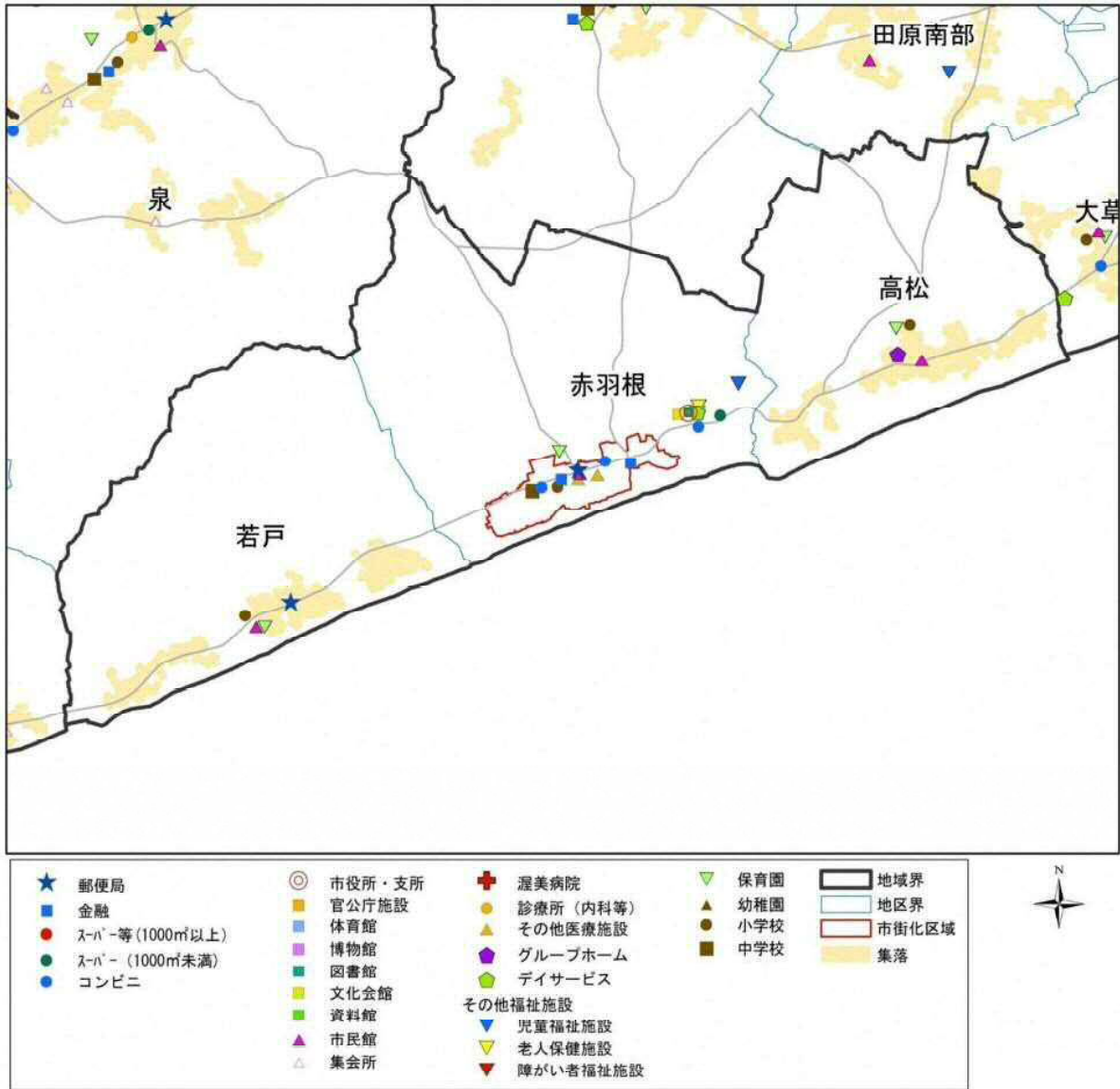


図 85 生活利便施設等の分布状況図（平成 27 年 4 月 1 日現在）

⑥観光・交流

赤羽根地域には、太平洋ロングビーチや道の駅あかばねロコステーションなど、本市を代表する観光・交流資源があります。

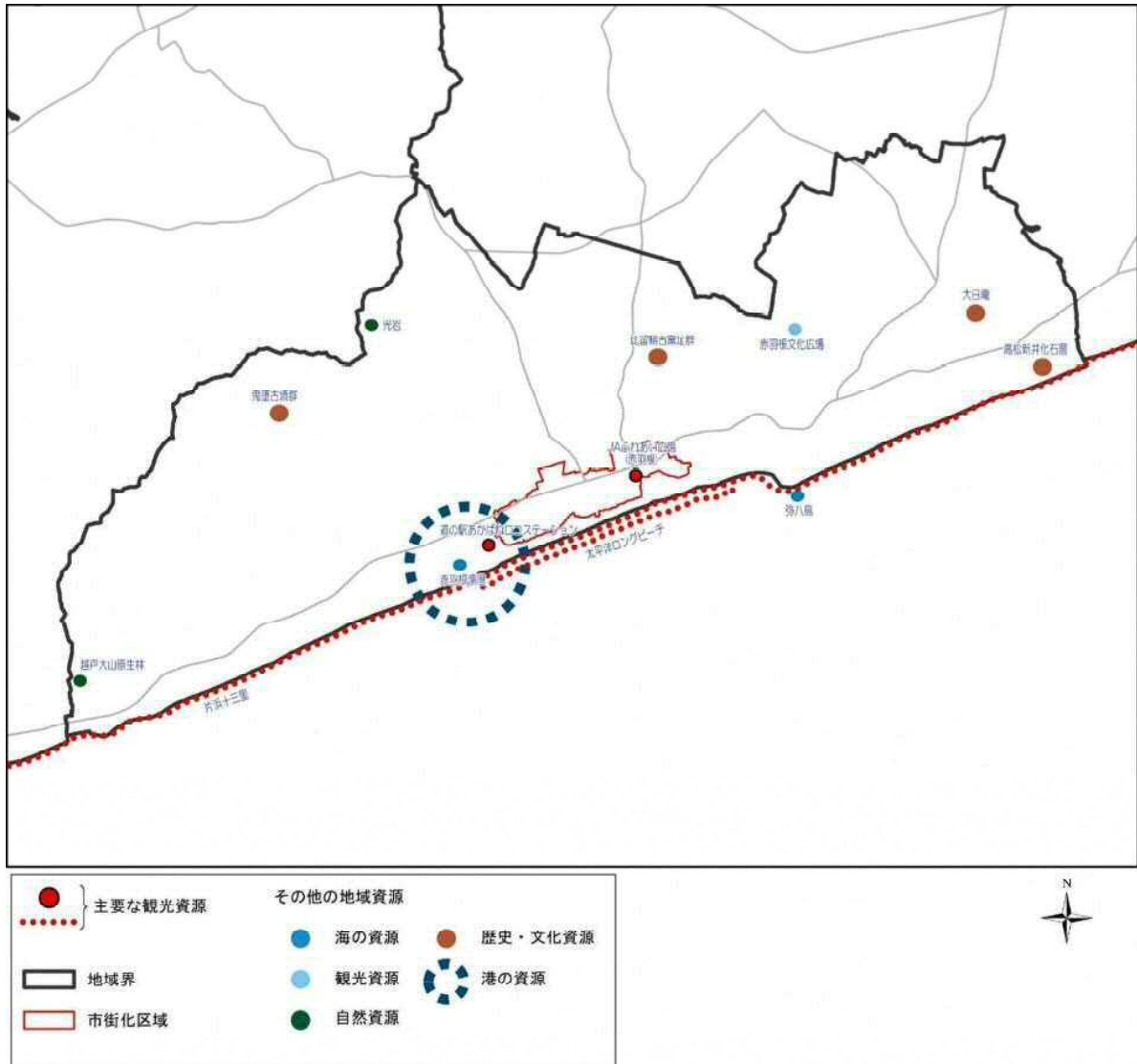


図 86 観光資源等の地域資源の分布状況図

2) 赤羽根地域の地域づくりの目標

◆太平洋ロングビーチ周辺における観光・交流と一体的なまちづくり

赤羽根地域には、本市を代表する観光・交流資源である太平洋ロングビーチ、道の駅あかばねロコステーションなどの地域資源が多くあります。

これらの地域資源を活かし、観光・交流と一体的なまちづくりを進めることで、地域の活性化を目指します。

◆サーファー等の移住による地域の活性化

赤羽根地域には、日本を代表するサーフィンの聖地、太平洋ロングビーチがあり、全国から数多くのサーファーが訪れます。居住環境の整備を行うことで、サーファー等の移住を促進し、地域の活性化を図ります。

◆赤羽根市街地の生活拠点機能の確保と地域コミュニティの維持

赤羽根市街地は、地域の生活を支える拠点としての機能の確保を図ります。

集落については、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力のある暮らしの形成を目指します。

3) 地域の将来構造

○市街地拠点（赤羽根市街地）

赤羽根市街地は、サーフィンの聖地である太平洋ロングビーチや道の駅あかばねロコステーションなど固有の観光資源があるため、これら観光資源と連携した市街地形成を図ります。

○観光・交流拠点

道の駅あかばねロコステーション、弥八島を含む、太平洋ロングビーチ周辺を観光・交流拠点と位置づけ、それぞれの特性を活かした整備を図ります。

○コミュニティ拠点

赤羽根地域の3か所の市民館をコミュニティ拠点として位置づけ、それぞれの特色を活かした地域主体のまちづくりを計画的に推進します。

○道路ネットワーク（軸）

本地域の骨格をなす道路ネットワーク（軸）は、全体構想において位置づけた都市間連携軸、市街地間連携軸に加え、赤羽根市街地と野田地区（田原地域）をつなぐ（県）赤羽根野田線を地域幹線道路として位置づけて機能の充実を図ります。

都市間連携軸・・・国道42号

市街地間連携軸・・・（仮）大久保高木線

（主）田原高松線、（県）高松石神線、（県）赤羽根泉港線

地域幹線道路・・・（県）赤羽根野田線

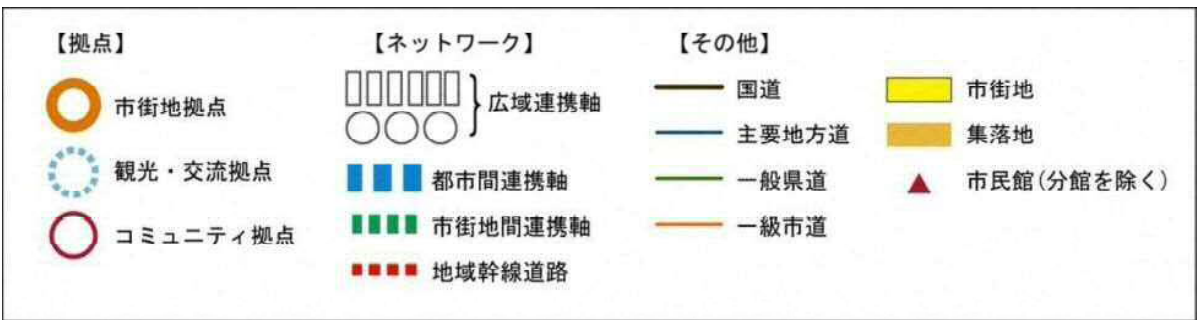
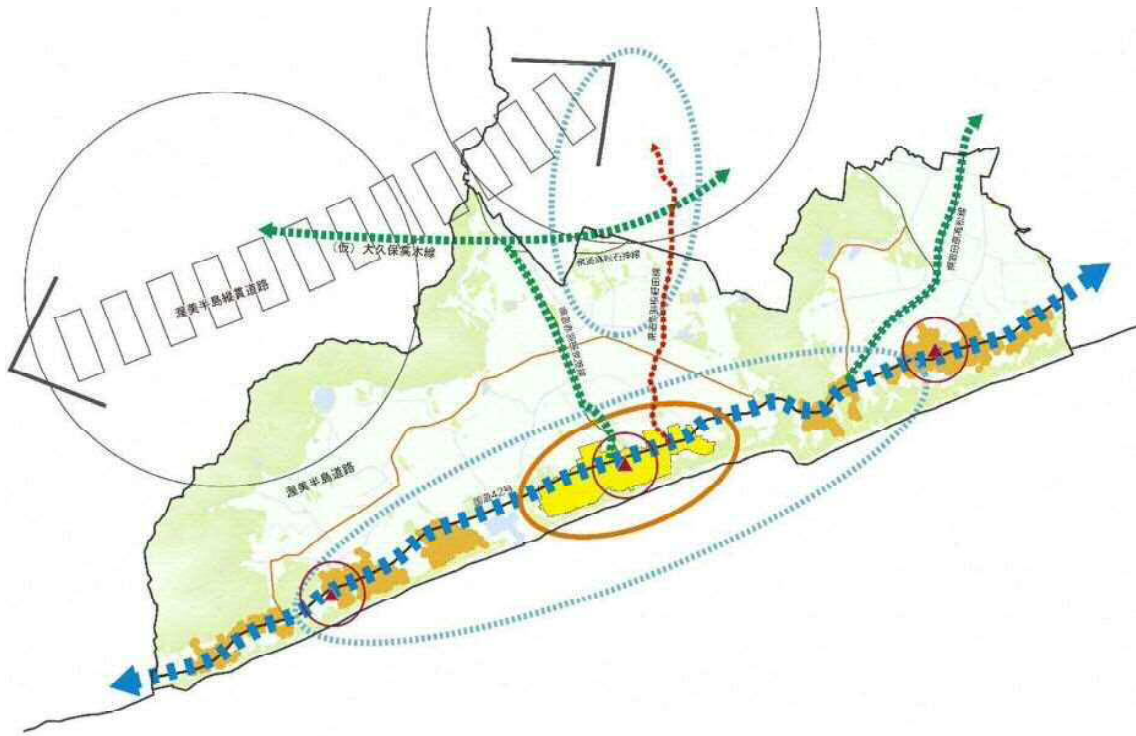


図 87 赤羽根地域の将来都市構造図

4) 地域のまちづくり方針

①土地利用

- ・赤羽根地域は、太平洋ロングビーチや道の駅あかばねロコステーションなど、観光・交流資源が多くあることから、観光・交流と一体的な利用を図ります。
- ・市街地内の低・未利用地の活用を図ります。
- ・土地区画整理事業において、良好な住宅地の供給を図ります。
- ・「空き家・空き地バンク」制度の活用等による住宅・宅地の活用を図ります。
- ・まとまった私有地の低・未利用地については、良好な住宅地にするための支援策を実施します。
- ・田原市サーフタウン構想重点整備地区（弥八島地区）における宅地開発を早期に進め、サーファー等に良好な住宅地の供給を図るとともに、交流拠点としての土地利用の促進を図ります。
- ・集落については、人口減少を抑制するため、集落内の世帯分離のための住宅地供給、優良田園住宅制度等の活用による田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を検討します。
- ・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努めます。

②道路

- ・（主）田原高松線、（県）高松石神線、（県）赤羽根泉港線、（県）赤羽根野田線については、走行環境の向上を図ります。
- ・（仮）大久保高木線の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・緊急車両の通行や災害時の安全な避難において支障をきたすおそれのある狭あい道路の解消を目指します。
- ・集落内の主要な道路は、一定以上の幅員を確保し、生活環境の改善を図ります。

③公共交通

- ・関係者が連携・協働して利用促進等に取り組み、運行を確保します。

④生活利便施設

- ・市街化区域内への病院や診療所の確保を図ります。
- ・観光・交流の活性化にともなう訪問者の利用による生活利便施設の存続や、観光交流施設の日常生活における利用など、相乗効果による日常生活の利便性の向上を図ります。
- ・田原市街地が比較的近いことから、田原市街地の生活利便施設までの道路及び公共交通によるネットワークの整備を図ります。
- ・赤羽根市民センター、赤羽根文化会館等の既存施設の有り方について検討します。
- ・集落住民の日常生活を支える生活利便施設については、持続可能な地域づくりを目指し、住民等が中心となって運営する「小さな拠点」づくりの考え方を取り入れた施設整備等を検討します。

⑤観光・交流

- ・太平洋ロングビーチについては、サーファーや釣り客が利用しやすい環境整備や利便施設の整備を図ります。
- ・道の駅あかばねロコステーションについては、観光案内機能の充実、トイレ環境の再整備、休憩所の改善等を順次実施します。また、市内の道の駅をネットワーク化することにより、道路利用者に休憩・情報等のサービスの提供や市内物産の紹介、販売等を行い、市内及び他地域との交流の促進を図ります。
- ・半島全体を周遊できる渥美半島菜の花浪漫街道については、風景、花を活用した地域の活性化を図るだけでなく、サイン・標識なども含めた整備を図ります。
- ・ナショナルサイクルートの指定を受けている太平洋岸自転車道において、渥美半島菜の花浪漫街道の取組と連携しながら、自転車の活用による観光地域づくりを進めます。
- ・都市計画法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画に基づき、観光・交流資源等を活用した土地利用を図ります。

⑥地震・洪水・高潮・津波防災

- ・赤羽根漁港については、津波防護施設等の整備促進を図ります。
- ・災害時における海岸地域からの円滑な避難のため、避難路の整備等を図ります。
- ・災害時に早期に復興できるよう、予め住民等と協働で事前復興計画の策定を検討します。

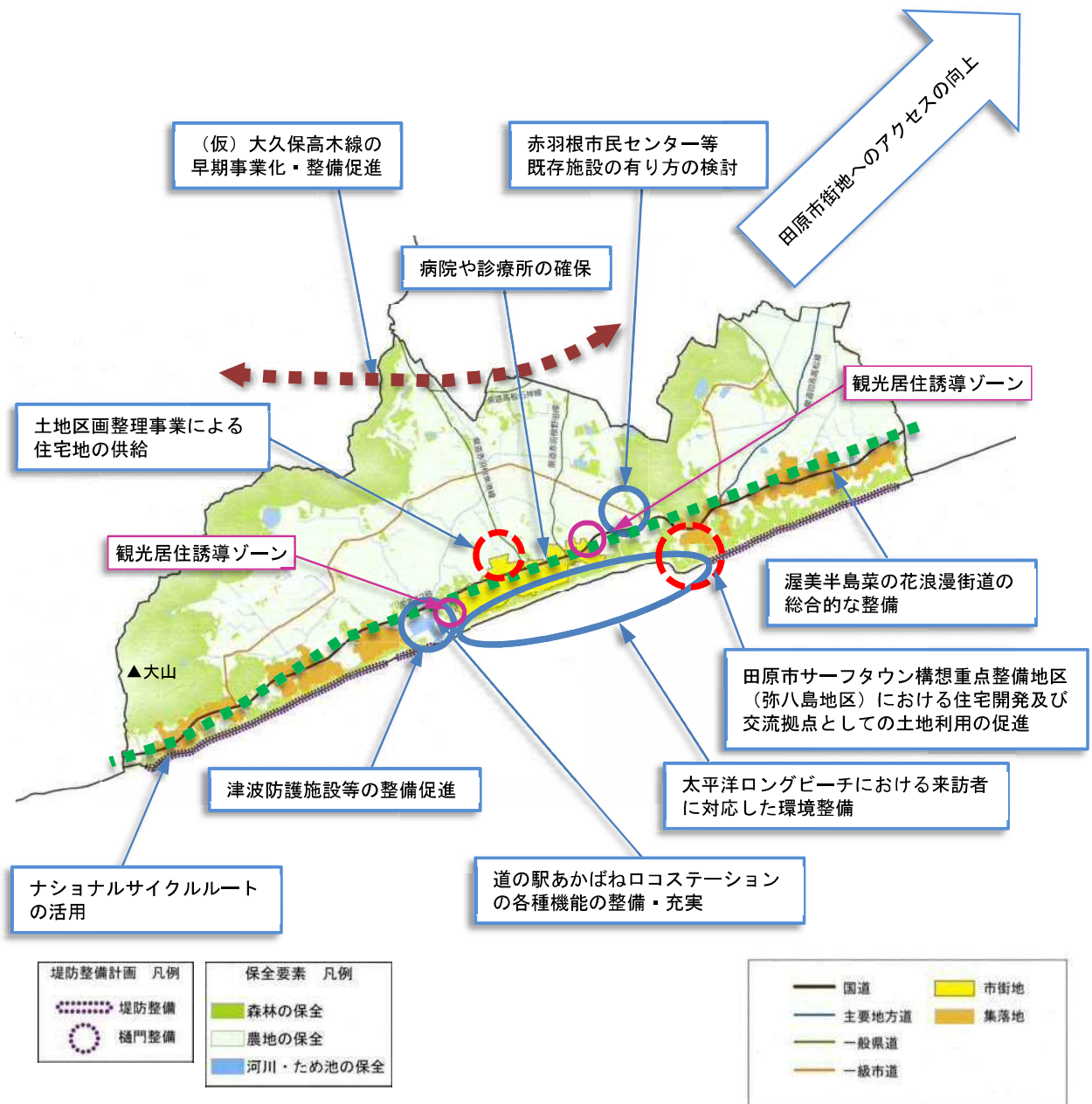






図 88 赤羽根地域のまちづくり方針図

5) 市街化区域及びその周辺の土地利用方針

【赤羽根市街地】

①沿道賑わい機能 エリア 	近隣住民や観光・スポーツ交流エリア等への来訪者のための商業・サービス施設と住宅が調和した生活の賑わいが感じられるエリアとします。
<ul style="list-style-type: none"> ・背後の住宅地と調和した身近な商業機能等の誘導を図ります。 ・国道42号の歩道等の修景により環境整備を図り、人と人との交流を促進します。 	
②市街地居住促進 エリア 	低・未利用地や空き家を活用し、良好な住環境の形成を図るエリアとします。
<ul style="list-style-type: none"> ・田原赤羽根地区土地区画整理事業において、良好な住宅地の供給を図ります。 ・低・未利用地や空き家を活用し、サーファー等の居住促進を図ります。 ・狭あい道路の解消を図ります。 	
③観光・スポーツ交流 エリア 	多様な地域資源を活用し、観光・スポーツ交流を図るエリアとします。
<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋ロングビーチ、道の駅あかばねロコステーション、弥八島、赤羽根漁港、ウミガメの産卵、サーフィン等多様な資源を活用し、観光・交流の機能強化を図ります。 	
④田原市サーフタウン 構想重点整備地区 (弥八島地区) 	サーファー等に良好な住宅地の供給を図るとともに、交流拠点としての土地利用を促進します。

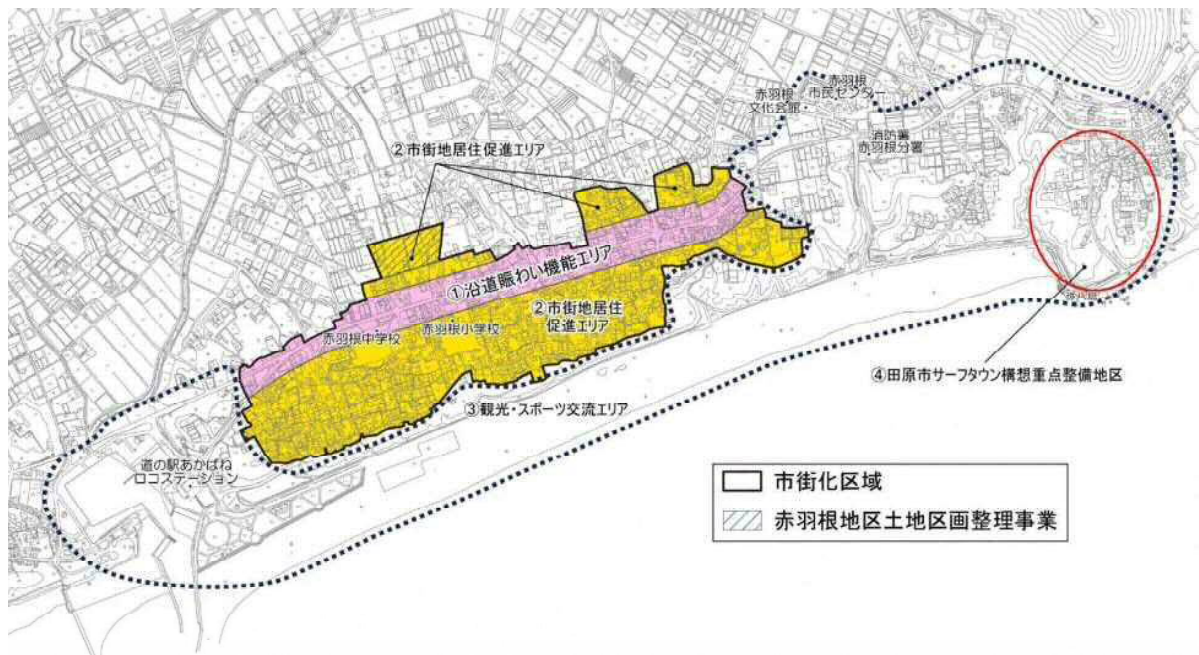


図 89 地域別土地利用のエリア区分図（赤羽根市街地及びその周辺）

3. 渥美地域

1) 地域特性

渥美地域は渥美半島の西部に位置し、人口は市全体の約3割を占めています。

本地域は、本市を代表する観光・交流の拠点である伊良湖をはじめ、数多くの地域資源が分布しているため、地域活力の維持を図る上で観光・交流の活性化が重要となっています。

一方で、南海トラフ地震発生時に大きな津波被害が危惧される区域が広範囲に存在することから、人命を何としても守ることを第一に、総合的な防災対策が強く求められています。

表 15 渥美地域の概況

		渥美地域	全市に対する割合 (全市平均)
地域面積(ha)		8,329	43.6%
市街化区域	面積(ha)	133	7.8%
	割合(%)	1.6%	-
人口(H22年:人)		20,400	31.8%
世帯数(H22年:世帯)		5,903	27.9%
世帯あたり人員(人/世帯)		3.46	(3.03)
老年人口(H22年:人)		5,552	39.0%
老年人口比率(%)		27.2%	(22.2%)
人口密度(人/ha)		2.45	(3.35)

注) 老年人口は65歳以上

資料: H22年国勢調査等

①人口・世帯

【地域の人口及び世帯数の推計】

渥美地域の将来人口は、令和2年の17,476人から急激に減少して令和17年には13,275人になると推計されます。また世帯数は令和2年が5,775世帯で、令和17年には5,516世帯に減少すると推計されます。

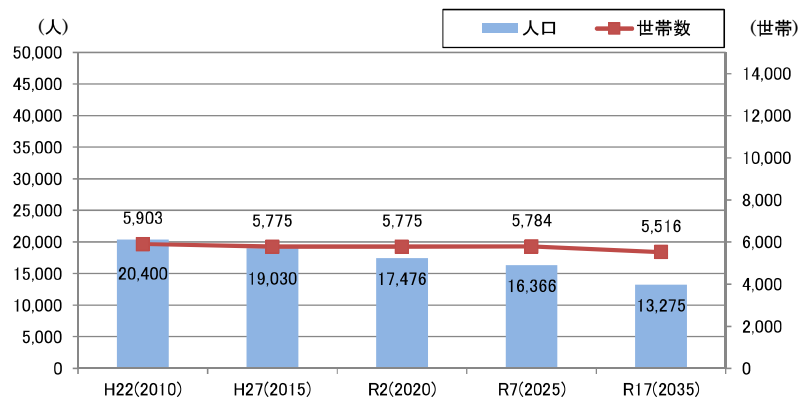


図 90 人口・世帯の推計 (H22~R2 年実績値)

【地区別の将来人口増減】

地区別の令和17年の推計人口による将来の人口増減をみると、清田地区、亀山地区及び伊良湖地区では減少率が20%未満にとどまっていますが、堀切地区では減少率が30%を超えています。



図 91 地区別将来人口増減比率 (R17/R2年)

【地区別の将来世帯数増減】

地区別の令和17年の推計世帯数による将来の世帯数増減をみると、和地地区、清田地区、伊良湖地区で増加し、その他の地区は減少しています。

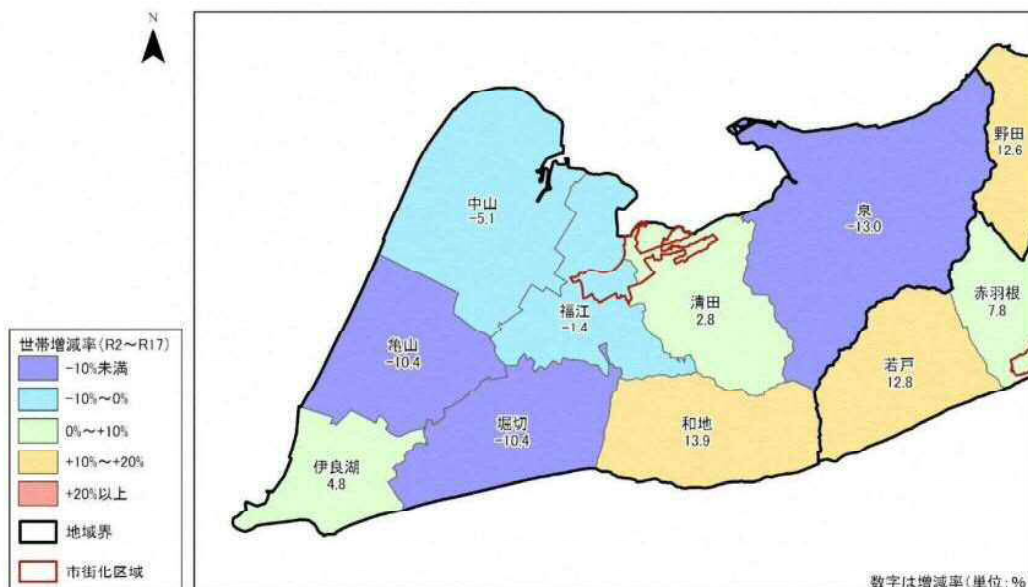


図 92 地区別将来世帯増減 (R17/R2年)

【地域の年齢3区分別人口の推計】

渥美地域の年齢3区分別人口を見ると、令和2年の老年人口の割合は35.6%となっていますが、計画年次である令和17年には、老年人口の割合は42.4%になると推計されます。

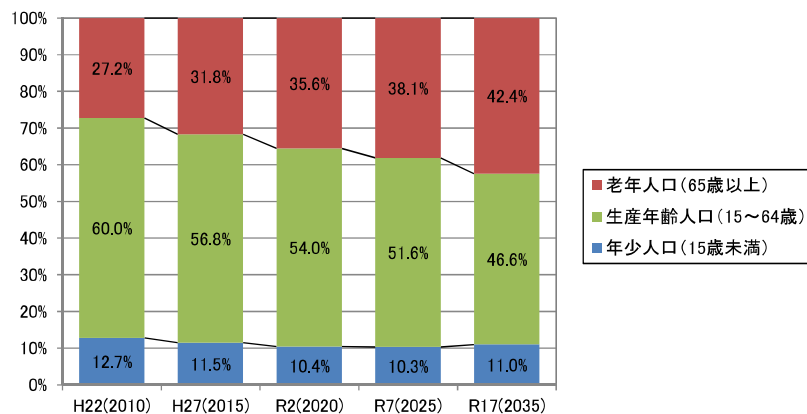


図 93 年齢3区分別人口の割合推計 (H22~R2 年実績値)

【地区別の将来65歳以上人口比率】

地区別の令和17年の推計人口による65歳以上の人口比率をみると、清田地区以外の地区で40%以上であり、堀切地区では50%以上になると推計されます。

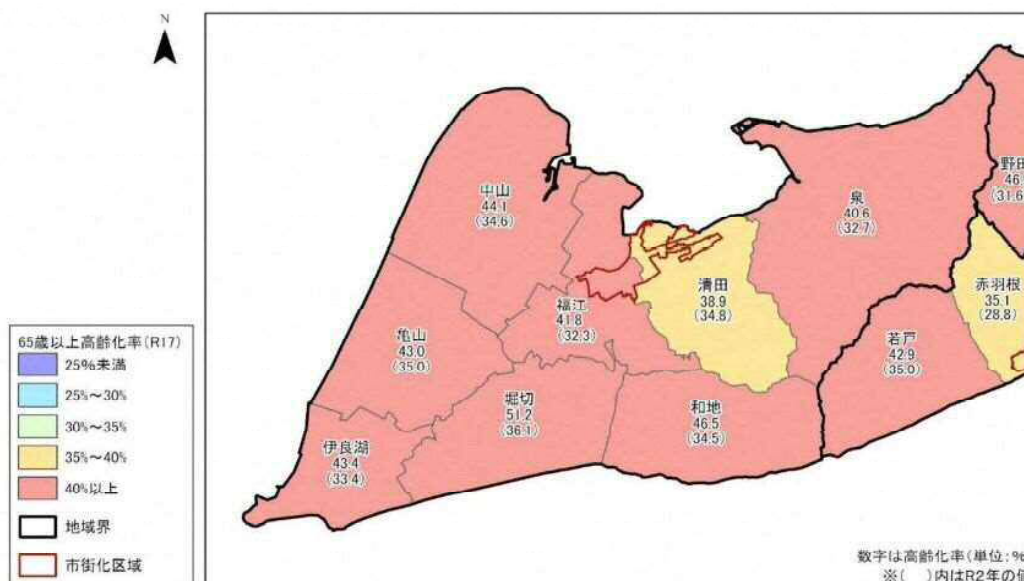


図 94 地区別将来65歳以上人口比率 (R17)

②土地利用・建物利用

【地域全体の土地利用現況】

市街化区域の土地利用の現況は、都市的土地利用が 82.8%を占めています。その中で最も多いのは住宅用地で37.3%を占め、次いで多いのは道路用地で13.4%となっています。低・未利用地は5.8%です。

表 16 土地利用区別面積

		福江市街地	
		面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地 利用	田	0.63	0.5% (0.0%)
	畑	14.08	10.6% (2.0%)
	山林	0.53	0.4% (2.6%)
	水面	1.08	0.8% (0.7%)
	その他の自然地	6.60	5.0% (4.7%)
	小計	22.92	17.2% (10.0%)
都市的 土地 利用	住宅用地	49.59	37.3% (14.9%)
	商業用地	12.46	9.4% (2.9%)
	工業用地	6.18	4.6% (36.5%)
	公益施設用地	14.51	10.9% (4.1%)
	道路用地	17.83	13.4% (9.5%)
	交通施設用地	0.69	0.5% (0.2%)
	公共空地	0.62	0.5% (1.4%)
	農林漁業施設用地	0.00	0.0% (0.0%)
	その他の空地	0.48	0.4% (12.8%)
	低未利用地	7.73	5.8% (7.8%)
小計	110.08	82.8% (90.0%)	
総計		133.00	100.0% (100.0%)

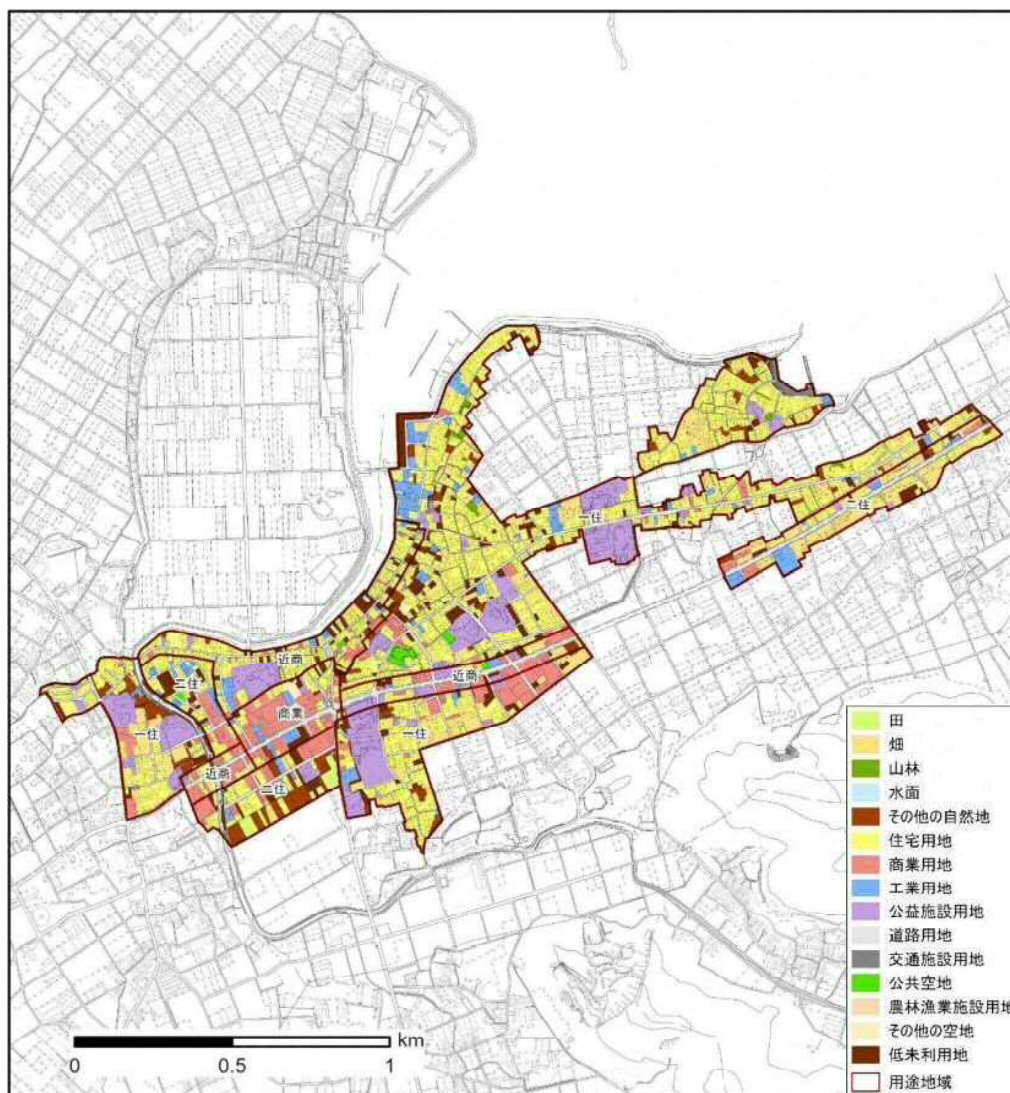
注) 比率の () 内は全市街地平均値

資料：令和5年度都市計画基礎調査

【市街地の土地利用現況】

福江市街地の第1種住居地域は住宅用地が多くを占め、国道259号沿いの第2種住居地域は畑が多くを占めています。また川沿いの近隣商業地域は、ほとんどを住宅用地が占めていますが、国道259号沿いの近隣地域は商業用地が比較的多くを占めており、商業用地は背後の第1種住居地域まで広がっています。商業地域は商業用地が多くを占めています。

畑、山林等の低・未利用地は市街地面積の17.6%となっており、中でも畑が10.6%を占めています。



資料：令和5年度都市計画基礎調査

図95 福江市街地の土地利用現況図

表17 市街化区域内低・未利用地面積

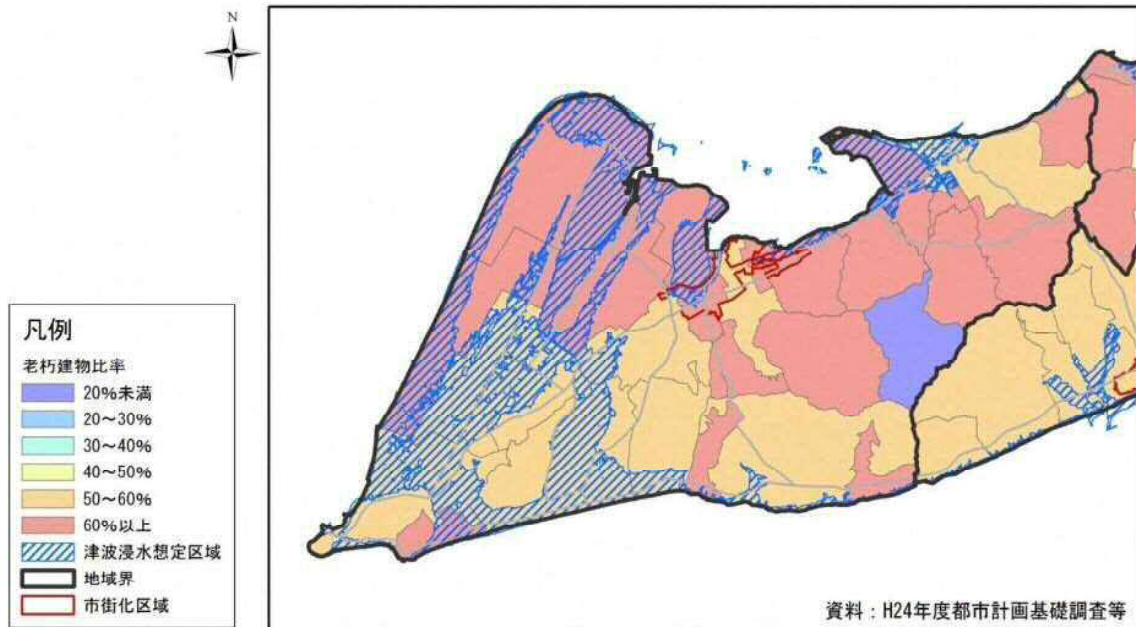
	田	畑	山林	その他空地	低・未利用地	合計	市街化区域
福江市街地	0.63ha	14.08ha	0.53ha	0.48ha	7.73ha	23.45ha	133.00ha
	0.5%	10.6%	0.4%	0.4%	5.8%	17.6%	100.0%

注) %は各市街化区域面積に対する比率

資料：令和5年度都市計画基礎調査

【旧耐震建物分布状況】

耐震性が低いと思われる旧耐震基準で建てられた建築物（老朽建物）の割合が多いのは、地域の北部の地区です。福江市街地の津波浸水想定区域の老朽建物の割合は50%以上です。



注)「老朽建物」は概ね旧耐震とみられる昭和56年以前に建築された建物

図 96 旧耐震建物棟数比率及び津波浸水想定区域

【空き家の状況】

集落地ごとの空き家の分布状況を見ると、亀山地区や中山地区、和地地区等で空き家率が高くなっています。

これらの地区を含む半島西部は、今後20年間で20%以上の世帯数が減少すると想定される地区もあることから、空き家が大幅に増大するおそれがあります。

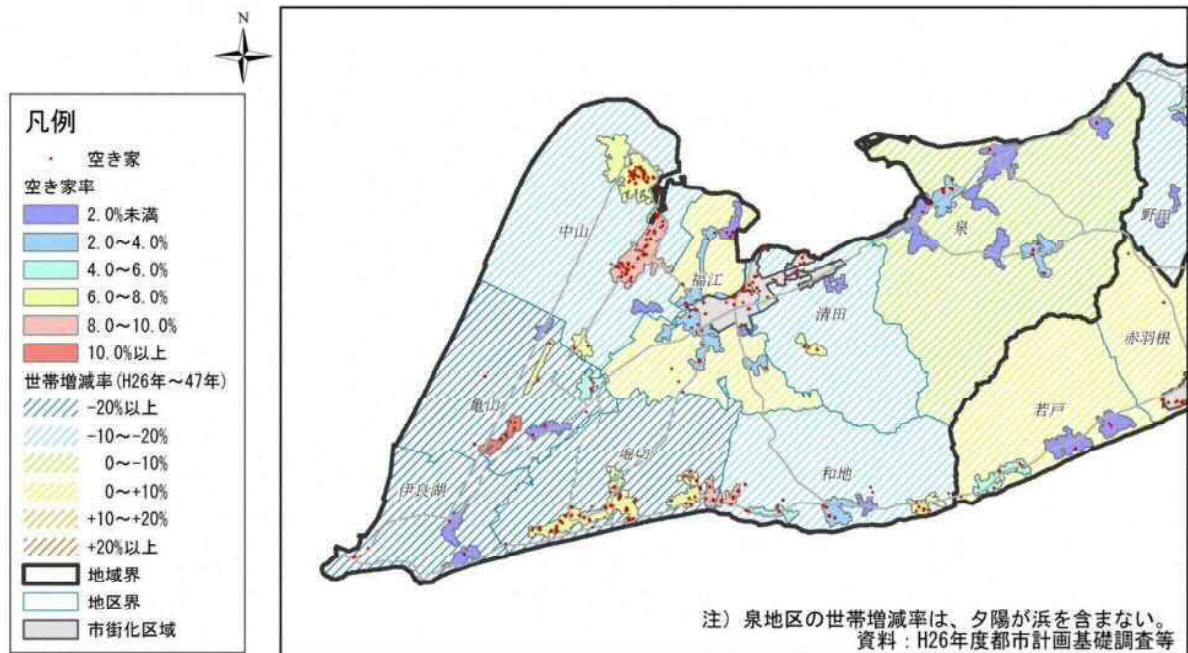


図 97 空き家状況及び将来世帯増減図

③交通

【道路】

国道 42 号、国道 259 号が東西に通り、南北に一般県道、1 級市道が通っています。



図 98 幹線道路網図（国道・県道・1 級市道）

【公共交通】

豊鉄バス(株)が伊良湖本線及び伊良湖支線を運行しているほか、それを補完する役割として、田原市コミュニティバス（ぐるりんバス）を運行しています。

公共交通空白地域が見られます。

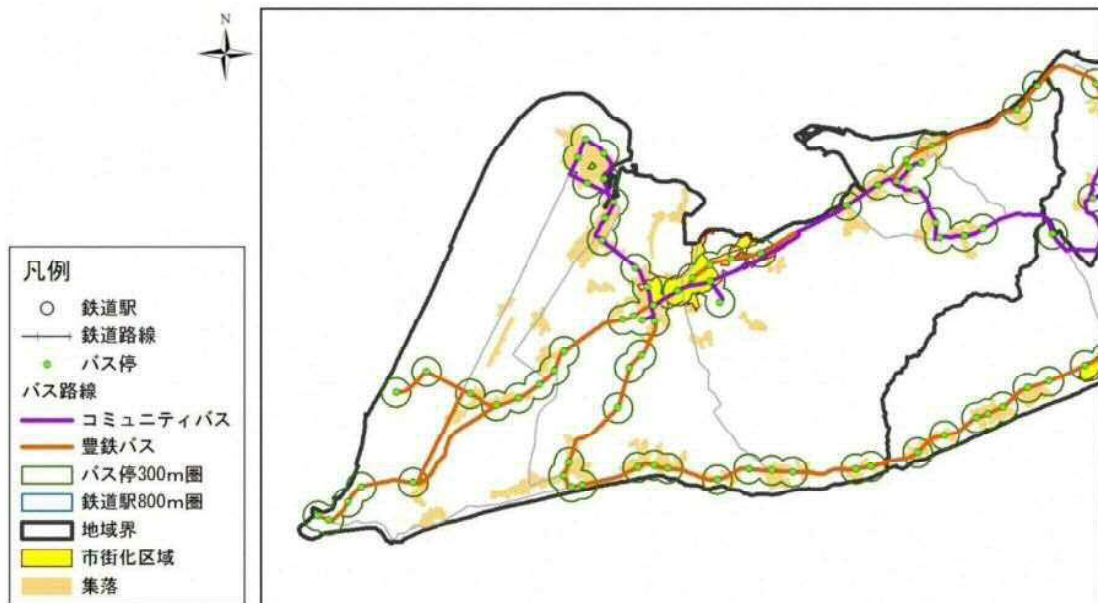


図 99 公共交通サービス圏図（平成 27 年 10 月現在路線）

【パーソントリップ】

渥美地域の人の流れをパーソントリップ調査でみると、出勤の移動は、地域西部では内々の割合が高く、全体として地域外への出勤はあまり多くありません。買い物の移動は、福江市街地に依存する割合が高くなっています。また、通院の移動は、多くが田原中心部や豊橋市に依存しています。いずれの動きも、渥美地域への人の移動はほとんど見られません。

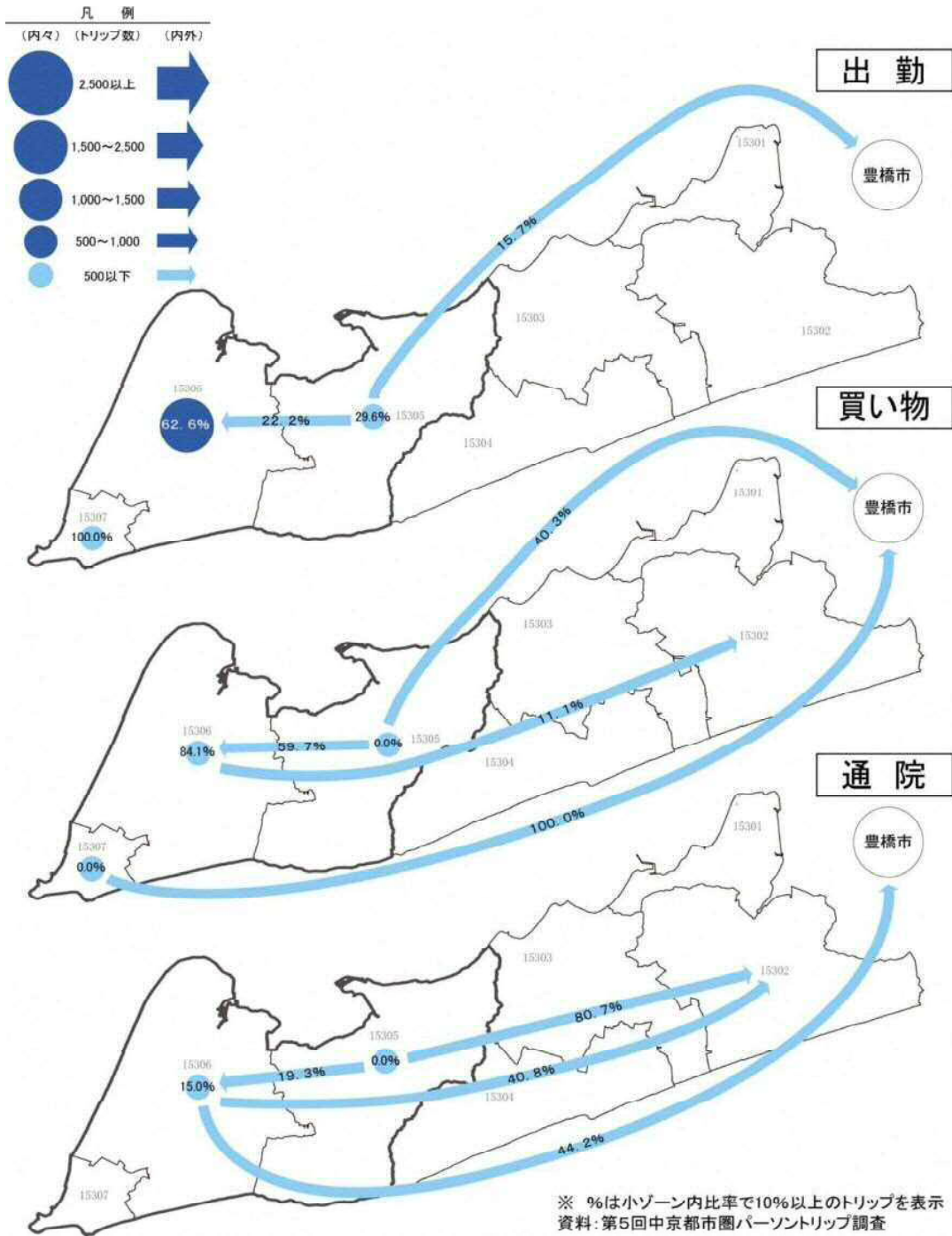


図 100 パーソントリップ図

④津波・高潮・洪水浸水

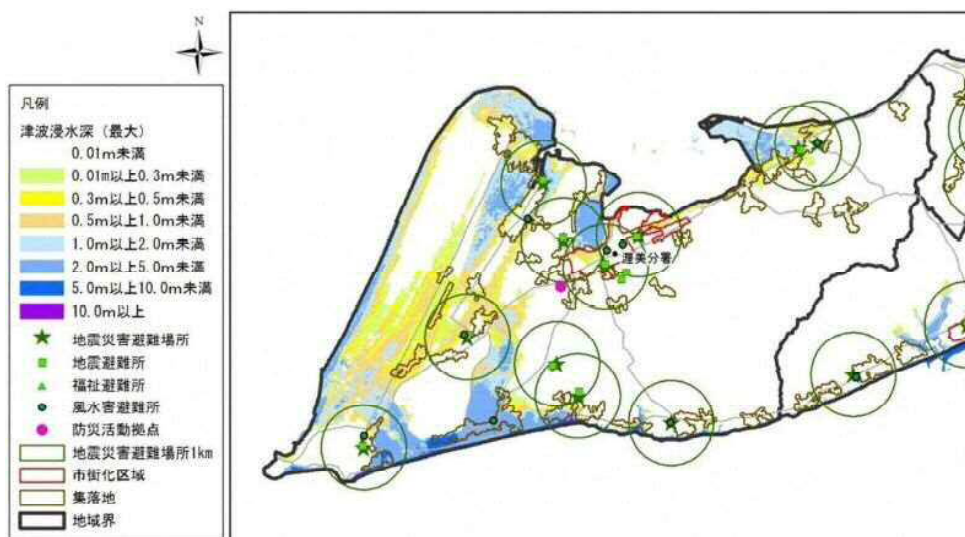
南海トラフ地震の理論上最大想定モデルでは、津波による浸水被害が広範囲に想定され、本市の中で建物・人的被害とも最も厳しい被害予測がされている地域です。

日出、堀切、小塩津地区においては、現在、海岸保全施設である緑の防潮堤を整備しているところです。

当該地域には、農業用燃料タンクが多く分布しており、施設が破損し発火した場合、火災が発生する可能性があります。

さらに、半島先端部には本市の観光スポットである伊良湖岬地区があり、サーファーや伊良湖岬を訪れる観光客が被害に遭うとともに、道路や海路の寸断により孤立も予測されています。

また、半島西部の拠点である福江市街地においても、沿岸部の民家で津波の被害が予測されています。



資料：平成26年度都市計画基礎調査

図 101 津波浸水予測及び避難場所等分布図

福江市街地においては、想定最大規模の台風により概ね2m未満の高潮浸水が想定されています。

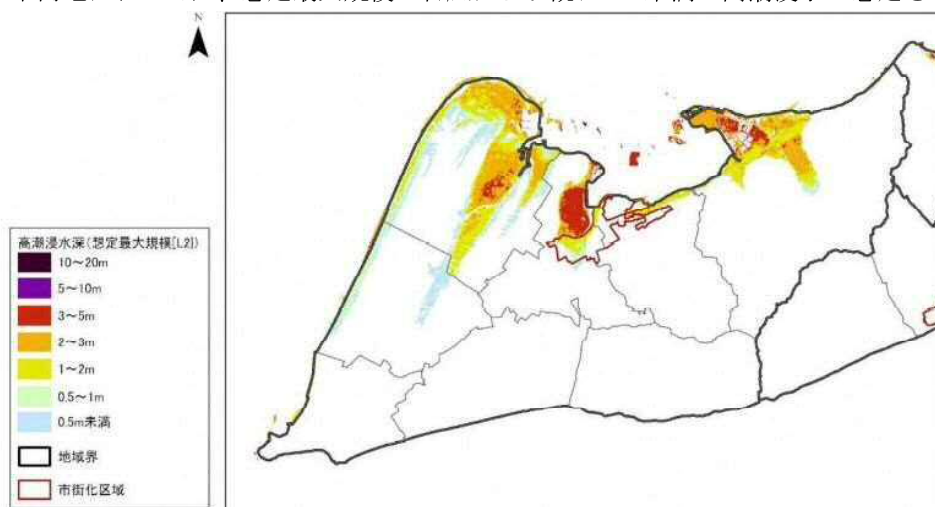


図 102 高潮浸水想定図

福江市街地においては、想定最大規模の洪水により概ね1～2mの洪水浸水が予想されています。

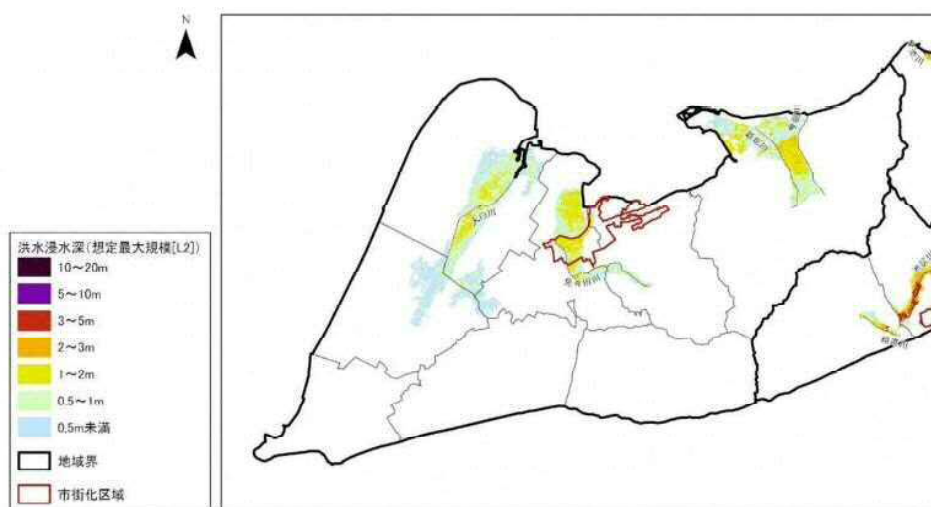


図 103 洪水浸水予想図

⑤生活利便施設

福江市街地には、各種、多様な生活利便施設等が立地しています。また堀切地区、中山・小中山地区及び江比間地区においても、生活利便施設が立地しています。

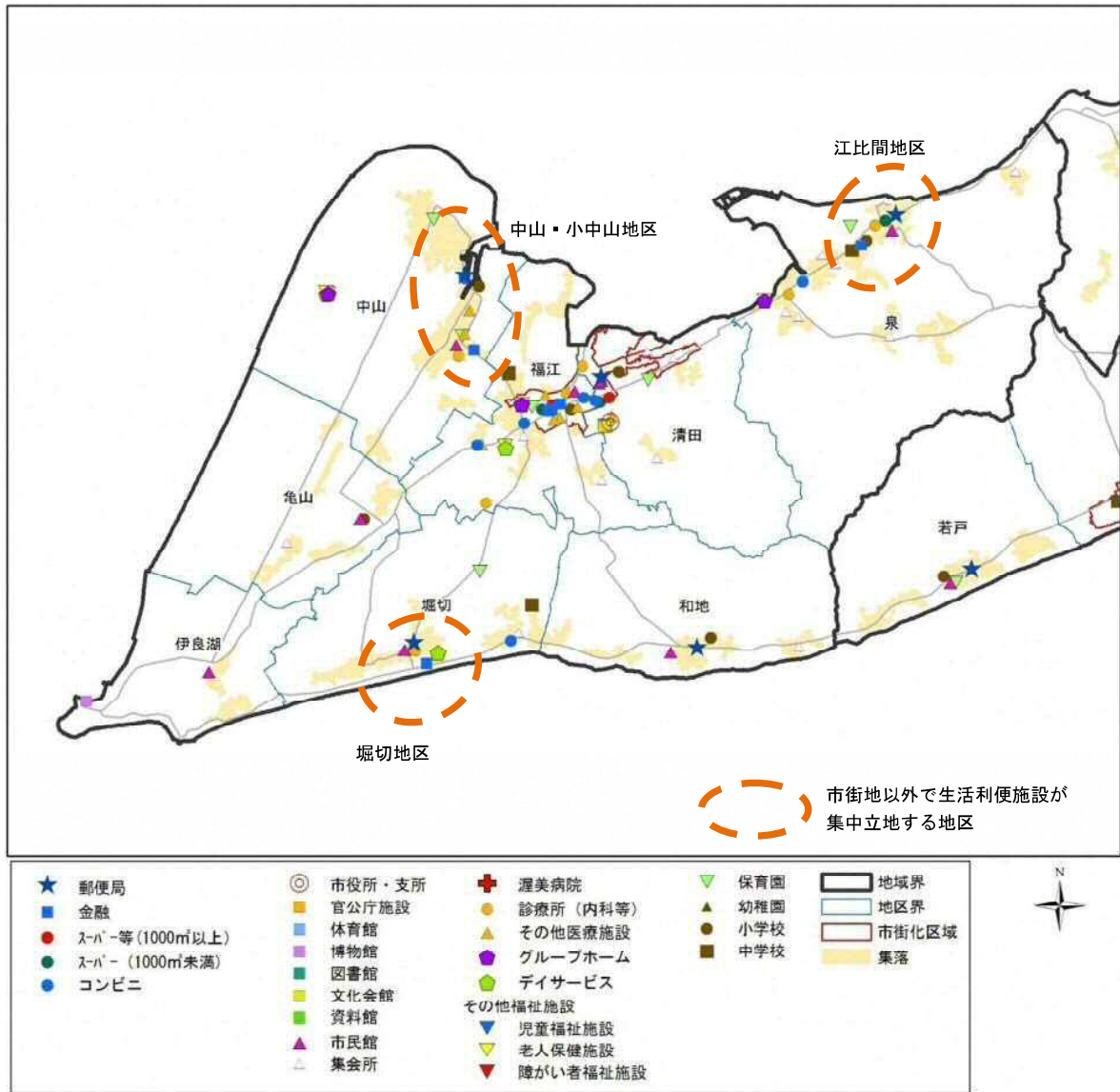


図 104 生活利便施設等の分布状況図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

⑥観光・交流

渥美地域には、伊良湖港、道の駅伊良湖クリスタルポルト、恋路ヶ浜等からなる本市を代表する観光・交流拠点があります。その他にも観光資源、海の資源、自然資源、歴史・文化資源など、観光・交流の要素となる資源が地域全体にあります。

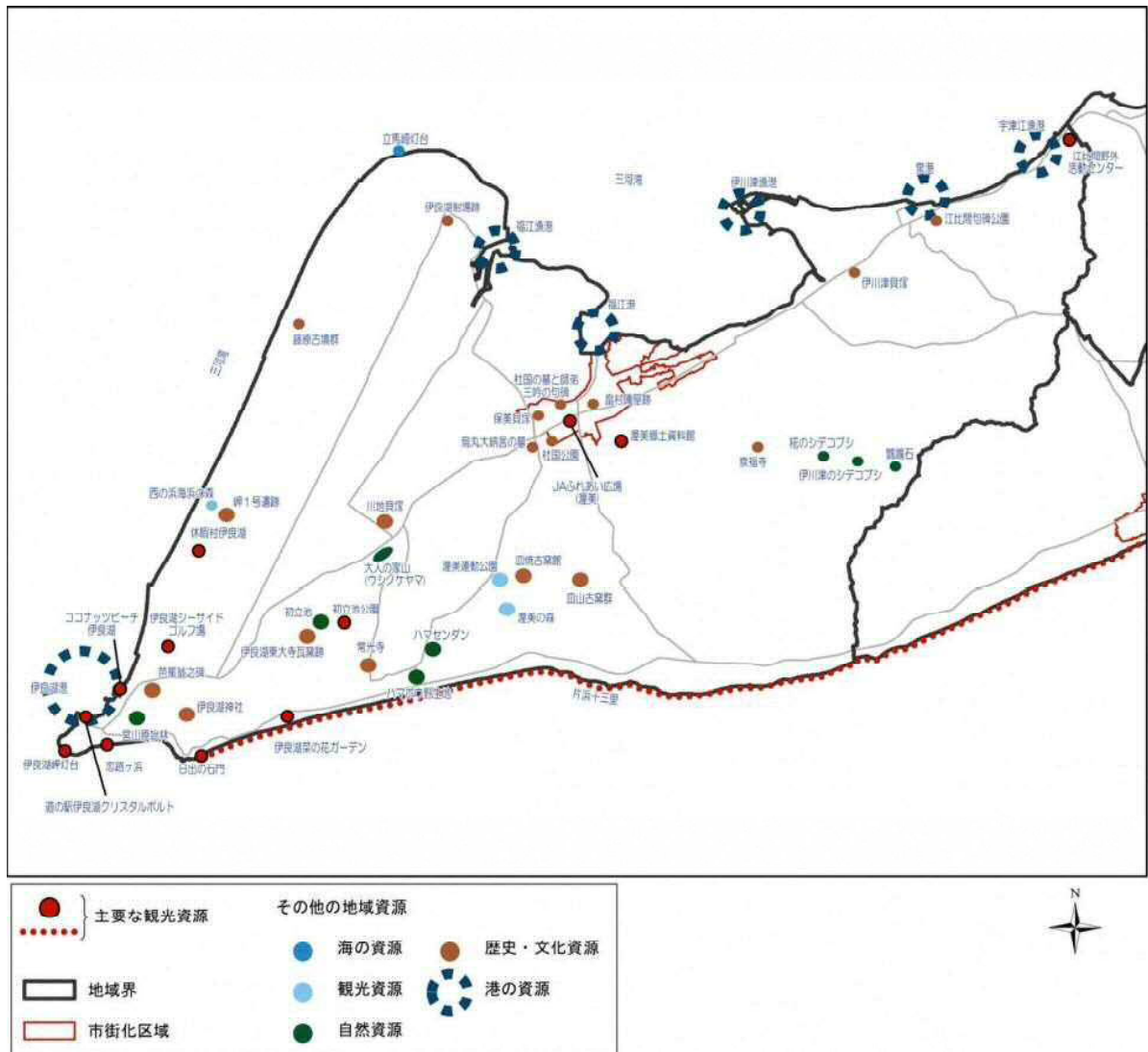


図 105 観光資源等の地域資源の分布状況図

2) 渥美地域の地域づくりの目標

◆伊良湖交流拠点を中心とした地域資源の活用による地域活性化

渥美地域には本市を代表する観光・交流の拠点である恋路ヶ浜、伊良湖港、道の駅伊良湖クリスタルポルトなどが立地する伊良湖交流拠点があります。また、地域全体に観光・交流等に寄与する数多くの地域資源があります。

これらの地域資源を活用し、観光・交流の拠点の整備を図ることで、地域の活性化を目指します。

◆津波災害に対応した安全なまちづくり

渥美地域の市街地及び集落には、南海トラフ地震発生時に大きな津波被害が危惧される区域があります。

このことから、津波発生時に人命を何としても守るため、避難路、避難施設の整備を推進するとともに、津波発生時に安全な住宅地や住宅の対策を図ることにより、安全な居住環境の整備を推進します。

◆福江市街地の生活拠点機能の充実と地域コミュニティの維持

渥美地域には本市の約 3 割の市民が住んでいますが、今後人口の減少が予測されています。本市の都市機能の中心的な拠点である田原市街地から離れた位置にあることから、福江市街地を渥美半島西部の中心として、地域の生活を支える拠点機能の充実を目指します。

集落については、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力のある暮らしの形成を目指します。

3) 地域の将来構造

○準都市拠点（福江市街地）

福江市街地は、都市拠点から距離があり、半島西部の生活の拠点となっているため、生活を支える都市機能施設を充実させ、渥美地域の中心にふさわしい市街地形成を図ります。

○伊良湖交流拠点及び観光・交流拠点

伊良湖港や恋路ヶ浜、道の駅伊良湖クリスタルポルト、伊良湖菜の花ガーデン等が立地する伊良湖岬周辺を、本市を代表する伊良湖交流拠点と位置づけ、また、旧渥美花の村、福江港から福江漁港の一角を観光・交流拠点と位置づけ、それぞれの特性を活かした整備を図ります。

○コミュニティ拠点

渥美地域の 8 か所の市民館をコミュニティ拠点として位置づけ、それぞれの特色を活かした地域主体のまちづくりを計画的に推進します。

○道路ネットワーク（軸）

本地域の骨格をなす道路ネットワーク（軸）は、全体構想において位置づけた都市間連携軸、市街地間連携軸に加え、市街地や地域をつなぐ主要道路を地域幹線道路として位置づけて機能の充実に図ります。

都市間連携軸・・・国道 259 号、国道 42 号、（主）豊橋渥美線

市街地間連携軸・・・（仮）大久保高木線

地域幹線道路・・・（県）豊橋渥美線、（県）和地福江港線、（県）小中山保美線

（市）土田伊川津線

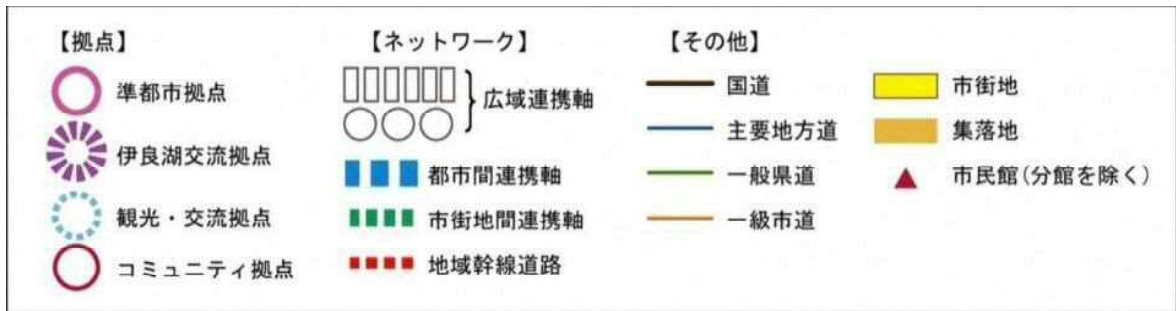
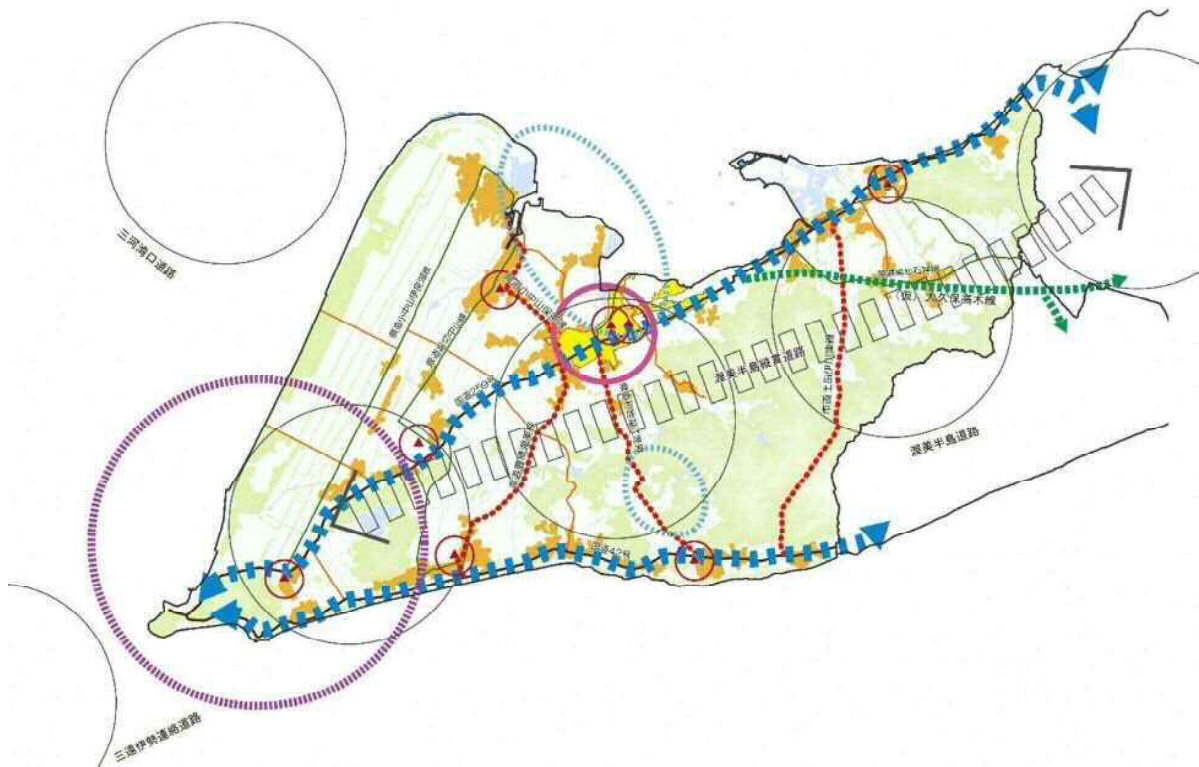


図 106 渥美地域の将来都市構造図

4) 地域のまちづくり方針

①土地利用

- ・市街化区域内の低・未利用地の利用促進を図ります。
- ・まとまった私有地の低・未利用地については、良好な住宅地にするための支援策を実施します。
- ・市街化区域に隣接した地域（古田地区）において、必要に応じて市街化区域の編入を検討します。
- ・福江市街地において、新たな賑わいの創出を図るため、新たな交流拠点の整備を図ります。
- ・「空き家・空き地バンク」制度の活用等による住宅・宅地の活用を図ります。
- ・集落については、人口減少を抑制するため、集落内の世帯分離のための住宅地供給、優良田園住宅制度等の活用による田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を検討します。
- ・津波被害が想定される区域については、津波に対し十分に考慮した土地利用を図ります。また長期的な視点から、緩やかな移転誘導を考慮した土地利用を検討します。
- ・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努めます。

②道路

- ・（仮）大久保高木線の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・（県）豊橋渥美線、（県）和地福江港線、（県）小中山保美線、（市）土田伊川津線の走行環境の向上を目指します。
- ・緊急車両の通行や災害時の安全な避難において支障をきたすおそれのある狭あい道路の解消を目指します。
- ・集落内の主要な道路は、一定以上の幅員を確保し、生活環境の改善を図ります。

③公共交通

- ・関係者が連携・協働して利用促進や運行内容の改善等に取り組み、運行を確保します。
- ・待合・乗継環境の整備に取り組み、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・公共交通空白地域では、必要に応じて地域と連携・協働して移動手段の確保体制を検討します。

④生活利便施設

- ・生活利便施設等が集積している地区については、施設を維持するための方策を検討します。
- ・観光・交流の活性化にともなう訪問者の利用による生活利便施設の存続や、観光交流施設の日常生活における利用など、相乗効果による日常生活の利便性の向上を図ります。
- ・集落住民の日常生活を支える生活利便施設については、持続可能な地域づくりを目指し、住民等が中心となって運営する「小さな拠点」づくりの考え方を取り入れた施設整備等を検討します。
- ・渥美病院のある田原地域までの距離があることから、医療搬送の高速化のための道路整備や十分な病院や診療所の確保を図ります。

⑤観光・交流

- ・伊良湖岬周辺の散策ルートやサイクリングコースの充実、誘導サインや案内マップなどの改善、漁港の活用、物販・飲食機能の強化を図るとともに、トライアスロンなどを活かし、スポーツツーリズムを推進するための基盤整備を推進します。
- ・伊良湖フラワーパーク跡地については、伊良湖菜の花ガーデンとして活用し、伊良湖岬周辺宿泊施設への吸引につながるような観光・交流施策の推進を図ります。
- ・道の駅伊良湖クリスタルポルトについては、観光案内機能の充実、周辺施設との連携、老朽化対策等を行い、観光地としての拠点性の強化及び市内観光の回遊性の向上を図ります。また、市内の道の駅をネットワーク化することにより、道路利用者に休憩・情報等のサービスの提供や市内物産の紹介、販売等を行い、市内及び他地域との交流の促進を図ります。
- ・半島全体を周遊できる渥美半島菜の花浪漫街道については、風景、花を活用した地域の活性化を図るだけでなく、サイン・標識なども含めた整備を図ります。
- ・ナショナルサイクルートの指定を受けている太平洋岸自転車道において、渥美半島菜の花浪漫街道の取組と連携しながら、自転車の活用による観光地域づくりを進めます。
- ・漁業や海産物を通じた観光・交流施策の推進を図ります。
- ・伊良湖地域をはじめ市域全体で温泉資源を活用し、観光客向けの温浴施設開発を推進します。
- ・都市計画法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画に基づき、観光・交流資源等を活用した土地利用を図ります。

⑥地震・洪水・高潮・津波防災


- ・住民避難を柱とした多重防御対策（避難路等）を図ります。
- ・海岸保全施設とその近接にある保安林など海水の進入による被害を軽減する効果を有する施設との一体的な整備を促進します。
- ・堤防等の耐震化、粘り強い構造への改良及び背後地整備等を図ります。
- ・災害時に早期に復興できるよう、予め住民等と協働で事前復興計画の策定を検討します。
- ・津波浸水想定区域において、敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を定めるなど土地利用規制・建築制限に関する施策を検討するとともに、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討します。




図 107 渥美地域のまちづくり方針図

5) 市街化区域及びその周辺の土地利用方針

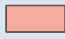
【福江市街地】

①まちなか賑わい機能エリア 	近隣住民や半島西部の居住者のための商業・サービス施設等を集積し、今後さらなる賑わいの創出を図るエリアとします。
---	---


- ・賑わいの創出を図るため、新たな交流拠点の整備を図ります。
- ・再開発などの手法を検討します。

②沿道賑わい機能エリア 	「まちなか賑わい機能エリア」と一体的に、生活の賑わいが感じられるエリアとします。
---	--


- ・背後の住宅地と調和した身近な商業機能等の誘導を図ります。
- ・国道 259 号の歩道等の修景により環境整備を図り、人と人との交流を促進します。

③住商複合エリア 	津波被害への対応に配慮しつつ、適正な土地利用を図るエリアとします。
---	-----------------------------------

- ・長期的な視点から用途地域の変更等による適正な土地利用を検討します。

④市街地居住促進エリア 	低・未利用地や空き家を活用し、良好な住環境の形成を図るエリアとします。
---	-------------------------------------

- ・低・未利用地や空き家を活用し、居住促進を図ります。
- ・狭あい道路の解消を図ります。

⑤市街地編入候補地 	市街化調整区域の災害リスクが高い地区に住んでいる住民や渥美地域の世帯分離者の受け皿として、市街化編入による居住誘導を検討する候補地（古田地区）とします。
---	--

- ・現行の市街化区域に隣接し、行政・文化拠点や商業施設にも近く、高台で津波被害のおそれもない区域であることから、市街化区域への編入を視野に入れた土地利用計画を検討します。

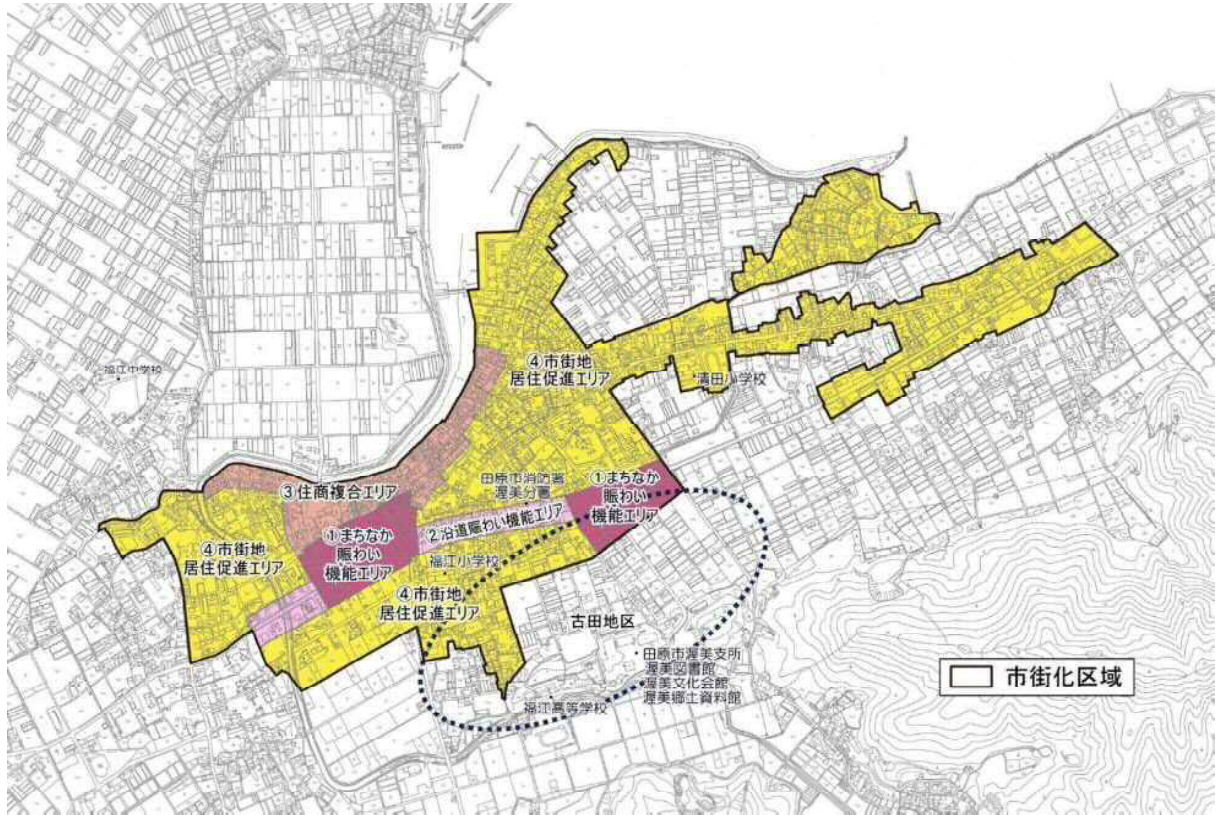


図 108 地域別土地利用のエリア区分図（福江市街地及びその周辺）

第3部

地区別構想の 策定に向けて

1. 地区別構想策定の趣旨

市街化調整区域の集落に多くの住民が生活する本市においては、今後の人口減少社会の中で、市街化調整区域における居住のあり方を具体的に示すことが重要です。

しかしながら、集落は市域全体にわたり分布しており、特徴や課題が様々であることから、そこに暮らす住民が主体となって、それぞれの地区で特色のある計画を策定し、地区づくりを進めていく必要があります。

このため、小学校区程度のコミュニティを1つの単位として住民と行政の協働により、必要に応じて随時策定し、都市計画マスタープランの地区別構想として位置づけます。

地区別構想策定の役割	・主に集落を対象として、居住のあり方を具体的に示すための計画であり、市街化調整区域における都市計画手法の導入等に向けた根拠とする。
------------	---

2. 地区別構想に定める事項

地区別構想に定める事項は、以下のとおりで、全体構想や地域別構想の内容を踏まえつつ、それぞれの地区や集落ごとの特徴及び課題に応じ、適宜必要な事項を定めるものとします。

【例】

I. 地区づくりの目標	地区の属する地域の地域別構想による「地域づくりの目標」を踏まえ、地区の特性に応じたまちづくりの目標を設定。
II. 地区の土地利用方針	地区の特性に応じて、必要な項目を設定して策定。 【項目の設定例】 * 集落の拠点づくり * 集落の維持・保全に向けた居住空間づくり * 集落連携の仕組みづくり …等
III. 地区の身近な施設の方針	地区の特性に応じて、必要な項目を設定して策定。 【項目の設定例】 * 生活道路整備計画 * 公共交通活用計画 * 憩いの場所づくり …等
IV. その他の地区づくりの方針	地区の特性に応じて、必要な項目を設定して策定。 【項目の設定例】 * 環境にやさしい地区づくり * 美しい地区づくり * 観光・交流による地区づくり * 災害に強い地区づくり …等

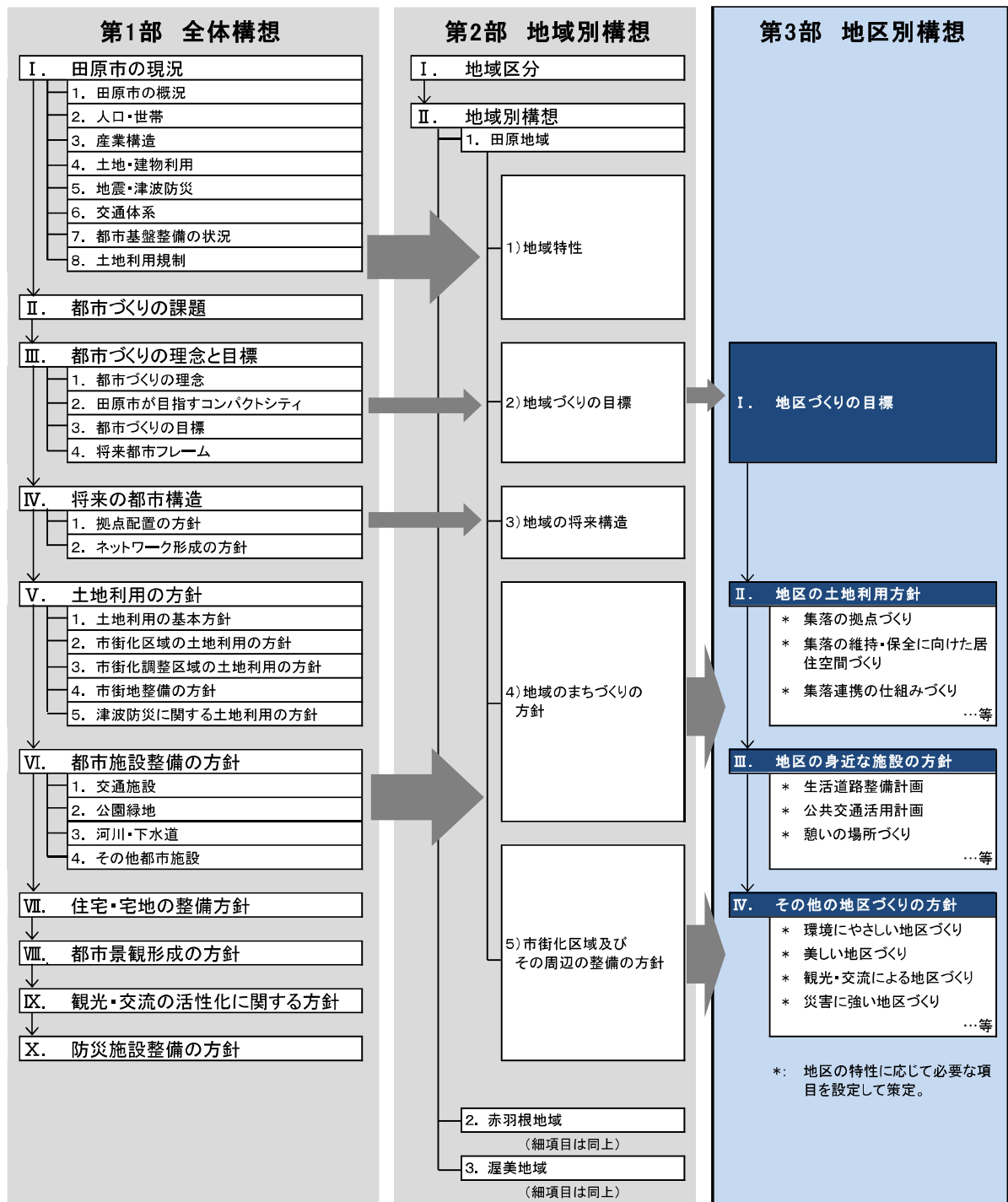


図 109 地区別構想の策定事項と全体構想・地域別構想との関係

3. 地区別構想の策定に向けた仕組みづくり

地区別構想の策定を具体的に進めるための仕組みづくりを以下のように検討します。また、策定にあたっては、行政職員や専門家の派遣などの支援体制を充実させます。

○本市の地域特性を考慮した都市計画制度の活用

・集落を含む地域は「市街化調整区域」に指定され、市街化を抑制するための厳しい開発制限が行われています。そのため、集落での計画的なまちづくりを支援するための緩和策として、市街化調整区域における地区計画（都市計画法第 34 条第 10 号）制度の活用を検討します。

○都市づくりに関する情報の提供（ホームページや広報の活用等）

・人口の減少社会の中で、市街化調整区域における居住のあり方を具体的に示すためには、集落の状況を的確に表す様々なデータを伝え、理解してもらう必要があります。そのため、市ホームページや広報など様々な媒体を活用し、市民に対してわかりやすい情報の提供に努めます。

○都市計画提案制度の活用

・都市計画法では、土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていることなど、一定の条件を満たせば、行政に対して都市計画の提案をすることができる「都市計画提案制度」が設けられています。そのため、当該制度を周知して活用に努めます。

○「地区別構想」と「まちづくり推進計画制度」との連携

・コミュニティ協議会が策定しているまちづくり推進計画は、地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、地域の将来ビジョンについて概ね 10 年後の実現を目指して、各地域の現状、課題、将来像・主要施策が掲げられており、長期展望による継続的な地域づくりの「活動指針」としての役割を担っています。このため、地区別構想を策定する際には、まちづくり推進計画と齟齬のないよう連携して策定する必要があります。

參考資料

1 策定の経過

1. 田原市都市計画マスタープラン改定委員会（平成 27 年度）

1) 開催の経緯

○第 1 回（平成 27 年 8 月 11 日） 場所：田原市役所 南庁舎 4 階政策会議室

- ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
- ・委員長の互選
- ・平成 26 年度の取組みについて
- ・都市計画マスタープランの改定のポイント

○第 2 回（平成 27 年 10 月 5 日） 場所：田原市役所 南庁舎 4 階政策会議室

- ・将来都市フレームについて
- ・都市づくりの理念と目標について
- ・将来の都市構造について

○第 3 回（平成 27 年 11 月 25 日） 場所：田原市役所 北庁舎 1 階大会議室

- ・土地利用の方針（全体構想・地域別構想）について
- ・都市施設整備の方針（都市計画道路）について
- ・地域別構想について

○第 4 回（平成 28 年 1 月 5 日） 場所：田原市役所 南庁舎 4 階政策会議室

- ・都市施設整備の方針（案）について
- ・地域別構想（案）について

○第 5 回（平成 28 年 3 月 24 日） 場所：田原市役所 南庁舎 4 階政策会議室

- ・改定版田原市都市計画マスタープラン（案）について
- ・第 3 部地区別構想の策定に向けて

2) 田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、田原市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行い、市長に提言するものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 関係行政機関又は県の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを改定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改定部会)

第7条 委員会にその所管事務に係る専門的事項を取りまとめるため、田原市都市計画マスタープラン改定部長会議（以下「改定部会」という。）を置く。

- 2 改定部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 改定部会に部会長を置き、部会長は、都市建設部長をもって充てる。
- 4 部会長は、改定部会の事務を掌理し、改定部会の検討の経過及び結果を委員長に報告する。

(幹事会)

第8条 改定部会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン改定研究会（以下「研究会」という。）を置く。

- 2 研究会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 研究会に座長を置き、座長は、街づくり推進課長をもって充てる。

4 座長は、研究会の事務を掌理し、研究会の検討の経過及び結果を改定部会に報告する。
(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。
(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

職 名	
政策推進部長	都市建設部長
総務部長	水道部長
市民環境部長	渥美支所長
健康福祉部長	教育部長
産業振興部長	消防長

別表第2 (第9条関係)

職 名	
政策推進課長	商工観光課長
経営企画課長	土木課長
	街づくり推進課長
環境政策課長	建築課長
高齢福祉課長	下水道課長
子育て支援課長	文化生涯学習課長
農政課長	防災対策課長

3) 改定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	◎海道 清信	名城大学 都市情報学部 都市情報学科 教授
	○浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
	高取 千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教
市民代表	伊藤 茂紀	平成 27 年度 田原市地域コミュニティ連合会副会長
	加藤 武紀	田原市街地まちづくり会議 会長
	鈴木 昇	赤羽根地区まちづくり推進委員会 会長
	川崎 政夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問
各種団体	大塚 康弘	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 総務部 安全総務課長 代理)
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会 常務理事
行政機関	横山 甲太郎	愛知県建設部 都市計画課長
	杉浦 政晴	愛知県東三河建設事務所 企画調整監

◎：委員長、○職務代理者

2. 田原市都市計画マスタープラン改定研究会（平成 27 年度）

1) 開催の経緯

○第 1 回（平成 27 年 8 月 31 日） 場所：田原市役所 北庁舎 1 階大会議室

- ・人口フレームについて

○第 2 回（平成 27 年 11 月 13 日） 場所：田原市役所 北庁舎 1 階大会議室

- ・都市づくりの理念と目標について
- ・将来の都市構造について
- ・土地利用の方針について
- ・地域別構想について

○第 3 回（平成 27 年 8 月 31 日） 場所：田原市役所 北庁舎 3 階 300 会議室

- ・都市施設整備の方針について

○第 4 回（平成 28 年 1 月 6 日） 場所：田原市役所 北庁舎 3 階 302 会議室

- ・地域別構想（案）について
- ・都市施設整備方針の対応について

○第 5 回（平成 28 年 3 月 14 日） （意見照会）

2) 研究会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
政策推進部政策推進課	次長	富田 昌義	
政策推進部経営企画課	課長	大羽 浩和	
市民環境部環境政策課	課長	杉浦 清明	
健康福祉部高齢福祉課	次長	宮川 裕之	
健康福祉部子育て支援課	課長	千賀 達郎	
産業振興部農政課	課長	石川 恵史	
産業振興部商工観光課	課長	河邊 俊和	
都市建設部土木課	課長	河邊 功治	
都市建設部街づくり推進課	課長	柴田 高宏	座 長
都市建設部建築課	課長	岡田 利幸	
水道部下水道課	課長	小久保 順一	
教育部文化生涯学習課	課長	鈴木 洋充	
消防本部防災対策課	課長	森下 錬	

3. 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（令和5年度）

1) 開催の経緯

- 第1回（令和5年8月10日） 場所：田原市役所 講堂
- ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
 - ・委員長選出
 - ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
 - ・将来人口について
 - ・災害リスクの分析と課題の整理について
- 第2回（令和5年10月12日） 場所：田原市役所 講堂
（都市計画マスタープラン）
- ・都市づくりの課題及び都市づくりの理念と目標について
 - ・土地利用フレーム（住宅地）について
 - ・将来の都市構造について
- （立地適正化計画）
- ・居住誘導区域等の設定（素案）について
- 第3回（令和5年11月6日） 場所：田原市役所 講堂
（都市計画マスタープラン）
- ・将来人口及び将来市街地の考え方について
 - ・土地利用の方針等について
- （立地適正化計画）
- ・防災・減災対策について
- 第4回（令和5年12月21日） 場所：田原市役所 講堂
（都市計画マスタープラン）
- ・土地利用の方針等について
- （立地適正化計画）
- ・誘導施設について
 - ・誘導施策について
 - ・目標の設定について
- 第5回（令和6年2月7日） 場所：田原市役所 講堂
- ・一部改定（案）について

2) 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の定数及び選任)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 職務代理者 1人
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員（その代理者を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

3) 改定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
	◎杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授
各種団体	今泉 隆一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長
	中川 博文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長
	山本 五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長
	木村 敏和	清田校区コミュニティ協議会 会長
	斎藤 健司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会
交通事業者	荒島 丈博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長
行政機関	伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長
	村田 卓則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	○鈴木 洋充	田原市 都市建設部 部長
	河合 欽史	田原市 防災局 防災対策課 課長

◎：委員長、○職務代理者

4. 田原市都市計画マスタープラン等改定庁内検討会議（令和5年度）

1) 開催の経緯

○第1回（令和5年7月28日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階302会議室

- ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
- ・田原市の将来人口について
- ・田原市における災害リスクについて
- ・施策状況の確認について

○第2回（令和5年12月1日） 書面開催

- ・誘導施策の確認について
- ・誘導施設の確認について

○第3回（令和6年1月18日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階300会議室

- ・改定版田原市都市計画マスタープランの改定について
- ・田原市立地適正化計画の改定について
- ・計画改定案の内容確認について

2) 庁内検討会議委員名簿

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	市民環境部 環境政策課長
福祉部 地域福祉課長	福祉部 高齢福祉課長	こども健康部 子育て支援課長
こども健康部 健康課長	農林水産部 農政課長	商工観光部 商工課長
商工観光部 観光課長	都市建設部 建設課長	都市建設部 維持管理課長
都市建設部 街づくり推進課長	都市建設部 建築課長	上下水道部 下水道課長
教育部 教育総務課長	教育部 生涯学習課長	



用語集

あ行

【渥美半島道路】

- 起点を豊橋市、終点を田原市とする、東三河中心都市である豊橋市への「東三河1時間交通圏」の実現、高速道路等へのアクセス向上、ならびに国土強靱化を図り、産業生産性向上、救急医療、災害対応などのストック効果が期待される道路。

か行

【グランドデザイン】

- 全体にわたる壮大な計画・構想

【下水道汚泥】

- 排水処理や下水処理の各過程で、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質で、有機物（＝汚）と無機物（＝泥）よりなる。

【公共下水道】

- 下水道法第2条第3項において、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

【高度利用地区】

- 都市計画法第9条に定める「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」である。用途地域の指定があるところに重ねて指定され、用途地域の指定を補完する。小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することで土地の高度利用に特化した制限を設ける地区に定められる。

【コミュニティプラント】

- 地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設をいう。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽とも言える。

【コンパクトシティ】

- 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行

【三遠伊勢連絡道路】

- 愛知県田原市から伊勢湾を横断し、三重県伊勢市の志摩半島に至る高規格道路としての役割が期待される構想路線のこと。

【市街化区域】

- 既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

【市街化調整区域】

- 市街化を抑制すべき区域をいう。

【自然公園】

- 環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、いずれも自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されています。土地の権原に関わらず地域が指定されているため、公有地のほか、民有地も含まれている。

【主要地方道】

- 日本における道路の分類の一つで、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道である。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、路線は建設省告示で指定されている。

【浚渫】

- 港湾・河川・運河などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のこと。

【製造品出荷額等】

- 1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。

た行

【地区計画】

- 都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

【特別用途地区】

○都市計画法第9条に定める「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため」の地区である。規制内容については、建築基準法第49条の規定により地方公共団体の条例で定めることになっている。

【都市計画基礎調査】

○都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、人口規模や土地利用等についての調査を行っている。

【都市計画区域】

○一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域とされ、田原市は、東三河都市計画区域に指定されている。

な行

【農業集落排水】

○農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のことをいう。内容は公共下水道とほぼ同じであるが、数集落を一単位として、各地区に整備されている。

【農業振興地域】

○今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

【農用地】

○農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のことをいう。

は行

【パークアンドライド】

○都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車・原付・軽車両を郊外の公共交通機関乗降所（鉄道駅やバス停留所など）に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法である。P&Rと略すこともある。

【パーソントリップ調査】

○パーソントリップ調査（パーソン＝人、トリップ＝動き）とは、「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」移動したのかについて調査

し、人の1日のすべての動きをとらえるもの。人の動き（地域別・交通手段別等の交通実態）を総合的に把握する唯一の調査であり、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料として活用されている。

【バイオマス】

○生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいる。

【バリアフリー】

○対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。

ま行

【濤（みお）】

○河川や海で船が航行する水路（航路）をいう。

や行

【用途地域】

○土地利用の用途の混在を防ぎ、日照、通風、防火、騒音、振動、悪臭、交通混雑などの環境問題の発生を防止する役割があります。また、都市の将来像の実現のため、必要とされる都市機能（商業、工業、居住機能等）の配置構想に沿って土地利用を誘導する役割がある。

ら行

【リーマンショック】

○アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象を総括的に呼んでいる。

【リダンダンシー】

○「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

改定版 田原市都市計画マスタープラン

(平成 28 年 3 月 (令和 6 年 3 月一部改定))

発行 : 田原市都市建設部街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

電話 : 0531-23-3535

F A X : 0531-22-3811

メール : machi@city.tahara.aichi.jp
